

平成25年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成25年12月11日(水曜日)

午前9時30分開議

第16 一般質問

第4 議案第57号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について

第5 議案第59号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

第6 議案第58号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

第7 議案第62号 訓子府町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第60号 平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算(第3号)について

第9 議案第61号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第63号 訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第64号 訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第65号 財産の処分について

第13 議案第66号 町道路線の廃止について

第14 議案第67号 町道路線の認定について

第15 議案第68号 大谷川沈砂池(擁壁)整備工事請負契約の変更について

追加日程

意見書案第8号 2014年度地方財政の確立に関する要望意見書

意見書案第9号 高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書

意見書案第10号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書

意見書案第11号 経営所得安定対策の来年度継続と慎重な見直しを求める要望意見書

意見書案第12号 平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一春	君
副町	長	佐藤	明美	君
総務課	長	森谷	清和	君
企画財政課	長	伊田	彰	君
町民課	長	佐藤	純一	君
福祉保健課	長	八鍬	光邦	君
福祉保健課業務監		渡辺	克人	君
農林商工課	長	村口	鉄哉	君
建設課	長	佐藤	正好	君
上下水道課	長	遠藤	琢磨	君
会計管理者		平塚	晴康	君
教育	長	林	秀貴	君
管理課	長	山内	啓伸	君
社会教育課	長	上野	敏夫	君
社会教育課業務監		元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援				
センター事務長・児童センター長		中山	信也	君
図書館	長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局	長	竹村	治実	君
教育委員	長	飯田	洋司	君
監査委員		山田	稔	君
農業委員会	長	谷本	茂樹	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から本日、欠席をする旨の報告がありました。仁木選挙管理委員長は、今定例会閉会までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） それでは、日程第16、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、これから3件にわたって私の一般質問を行いたいと思っておりますけれども、いずれも町長ということで、答弁をお願いしたいと思っておりますが、はじめに、福祉灯油の実施についてということで、お伺いをいたします。

これから本格的な寒さが訪れる本町において、円安などによる灯油価格の高騰は、家計に重くのしかかることが予測されております。

特に、低額の年金収入だけの高齢者世帯や、経済的に困難を抱えている世帯に対しては手立てが必要ではないかと考えているところであります。

よって、次の事項について、町長の考えをお伺いいたします。

経済的困難を抱えている世帯に対して「福祉灯油事業」を実施する考えはないのか。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「福祉灯油の実施」についてお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

「経済的困難を抱えている世帯に対して『福祉灯油事業』を実施する考えはないか」とのお尋ねでございますが、ご存じのとおり円安や産油地である中東の政情不安が背景にあるとみられる原油の高騰に伴いまして、本年も灯油の価格が高水準で推移しており、冬期間の冷え込みが厳しくなり灯油の需要が増えるこの時期に、暖房経費がかさみ町民の皆様の生活を圧迫していることは容易に想像することができますが、特に所得の低い高齢者や障がい者等世帯にとりましては、大変厳しい経済状況の中で、灯油等の暖房経費が直接的に生活を圧迫・困窮させているものと認識をしているところであります。

これらの対応策として、住民税が非課税である所得の低い高齢者や障がい者、ひとり親世帯等を対象に福祉灯油助成事業を平成19年度、平成20年度、平成24年度と実施してきているところでございます。

福祉灯油助成事業は、いずれの年度も、70歳以上の単身世帯及び、いずれかが70歳以上の夫婦世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯、これらに準ずると認めら

れる世帯とし、社会福祉施設等に入所している方は助成の対象から除かせていただいておりますが、申請時に本町に住所を有し住民税が非課税世帯である世帯を対象に、その時々
の状況に応じて、平成19年度は1世帯当たり9,000円、平成20年度は1世帯当
たり5,000円、平成24年度につきましては、1世帯当たり7,000円を助成してま
いりました。

まず、平成19年度の実績を申し上げますと、その年の9月1日の1リットル当たり灯
油価格が83円であったのに対して、12月1日の灯油価格が98円と1リットル当たり
の灯油価格の差が15円と大幅に値上がりしましたので、北海道における家庭用灯油の1
世帯当たりの1月から2月の厳冬期の使用量が、月300リットルとなっていることか
ら、これに合わせ、1月と2月の2カ月分について、基準額の83円との差額分を助成す
ることとし、1世帯当たりの助成額を9,000円、268世帯に総額で241万2千円
の助成を行いました。

また、平成20年度の実績を申し上げますと、この年の4月1日の1リットル当たり
の灯油価格は100円であったのに対し、7月には125円、8月には131円、9月には
124円、10月には114円という高値が続きまして、11月17日からは、80円と
価格が正常に戻りましたが、それまでの高値に対応するため、北海道における家庭用灯油
の1世帯当たりの使用量が、10月分が118リットル、11月分が170リットルとな
っていることから、これに合わせて、10月から価格が安定する前の11月16日までの
約1.5カ月分について、基準額の80円との差額分を助成することとし、1世帯当たり
の助成額を5,000円、262世帯に総額で131万円の助成を行いました。

それから、昨年（平成24年度）の実績を申し上げますと、その年の4月1日から12月
15日までの1リットル当たりの灯油価格の平均が91円だったことから、この金額を基
準額と設定し、北海道における家庭用灯油の1世帯当たりの1月から2月の厳冬期の使用
量が月300リットルとなっておりますが、これに加え、昨年は12月も寒さが厳しかっ
たことから12月から2月までの3カ月分について、基準額の91円との差額分を助成す
ることとし、1世帯当たりの助成額を7,000円、342世帯に総額で239万4千円
の助成を行いました。

なお、福祉灯油助成事業の平成24年度の周知方法としましては、町広報誌にチラシを
折り込み全世界帯に周知をし、また、対象と思われる世帯には、直接郵便で申請書を同封し
「住民税が非課税の場合は該当になりますので、期限までに必要書類等を持参して申請し
てください」という内容の通知をし、さらに、民生委員児童委員さんにも日常の活動の範
囲の中で、高齢者等世帯に対して申請が終了したかの声かけもお願いして実施したところ
でございます。

お尋ねのありました平成25年度の福祉灯油助成事業の実施につきましては、本年4月
1日におきましては、1リットル当たりの灯油価格が、100円からスタートしておりま
して、5月1日から10月1日まで98円で推移、10月1日から101円、11月15
日から104円、12月1日の第8次の石油類の単価改定の際にも104円となっており、
冬期間の灯油の需要が増えるこの時期になりまして、上昇傾向であります。原油の
高騰に伴います灯油価格の上昇はここ数年、恒常的になってきているところであります。

このような中で、所得の低い高齢者や障がい者、ひとり親世帯等につきましても、本年

のように恒常的な価格の高止まりに対して、暖房経費を切り詰めながらの生活を送られていることと思われませんが、今後の福祉灯油助成事業の実施にあたっては、灯油の価格がいくら以上という明確な基準額を設けることはせず、平成19年度、平成20年度、平成24年度においても、差額調整の算定に必要な基準額を設けており、その基準額は毎年、価格の上がり幅を考慮しながら判断することとし、その年の冬期間に至るまでの平均価格を基準額とし、その額から概ね10円以上の価格上昇がみられた時に実施の要否について検討していくこととして整理をしております。

本年の4月1日から12月1日までの平均の灯油価格をみますと100円となっており、この価格から10円以上の価格上昇がみられた場合に、その時点で実施の検討をすることになると考えておりますが、12月1日現在の灯油価格は104円となっていることから福祉灯油助成事業の実施については、現段階では様子を見ている状況であります。

いずれにしましても、議員ご心配の経済的困難を抱える世帯を取り巻く環境は、依然厳しさを増している状況であると認識しておりますので、今後の灯油価格の推移や近隣市町村の取り組みの動向なども注視しながら、本町の算出方法の是非も含めて、その時期がまいましたら前向きに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、答弁がありましたように、今の段階では、時期をみてという答弁でありましたけれども、まず1つは、そもそもが100円になっている灯油の価格ということ自体が今の高齢者なり、いわゆる大変な思いをして生活をされておられる、いわゆる低所得の世帯の人たちの状況を鑑^{かんが}みて本当に冬場だけの問題だけでとらえるのではなくて、本当に大丈夫なのかという観点が必要なのかなというふうに1つは思っています。例えば、近々の問題で見ましても特に年金の問題でいきましたが、この12月の支給分から下がっておりますよね。特に、国民年金のいわゆる基礎年金分というのは、本当に減額されてきております。それから今年の10月ぐらいから円安の問題等々含めて、諸物価が特に食料品等々含めて生活必需品、特に生活の必需品にあたる部分が高騰してきているという現実の中にあって、その状況を見たときに、果たして10円という基準額をみて10円を超える部分についてはというふうな考え方もあるようなのでありますけれども、そもそもがもともとの価格であります100円を超えている状況の中にあって本当に大丈夫なのかということは今一度考えていただきたいというふうに思っているところです。そして、各スタンドというか、燃料屋さんのお話を聞きましても、やはり仕切値がどんどん上がってきている状況にあって、それをいつ価格に転嫁するかというのは、やはりそろそろ考えなければならないのか、特に、寒さが厳しくなって需要が増えてくると、当然そういう傾向には出てくるのではないかというふうなのが、燃料を扱っている部分での話としてあります。そういう点も踏まえまして、やはり何て言いますか、予算的には、本当に大きな金額ではないんです。だと思っております。そういう中で少しでも安心して家計の足しになるということであれば、町民に対しての元気という部分も含めて応援できるのではないかなと思っておりますが、その点も踏まえて、現在のそういう方々の生活状況も踏まえた中でこの問題に対して、どうとらえているのかということについて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、灯油の価格についての再質問がございました。ご存じのとおり今、灯油の高騰は、100円を突破している状況でございます。私どもの町も北見市においても算出の根拠は激変緩和という考え方をとっておりました。すなわち100円の灯油が110円になった時に、その高騰部分の差をその実態にあわせて支援をするというかたちの考え方をとってまいりました。その考え方でいくと今の状況では2円、3円のことですから、高い幅が日常化しているという状況ですから、当然、従来の考え方では、この支援の対象にはならないという考え方に立ちます。しかし、私どもはそれでいいのかということで、内部検討しておりますし、この点で言いますと管内3市15町村の中で12町村が「ほぼ実施をする」という回答をいただいておりますので、私自身は、まず1つは、算出の根拠を改めて現状の100円からいくら上がったかということではなくて、一定の基準額になるものに基づいて、その支援を決めるべきではないのかという点で今検討をさせていただいておりますので、これは前向きに検討ということで、ご理解いただいてよろしいのではないかと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 従来の趣旨からいきますと確かに最初の第一答目の答弁でありましたように激変緩和と言いますか、そういう意味というのは、十分理解していたところでもありますけれども、今、私も先ほど言いましたように、やはり生活の状況がやはり日々変わってきている。いろいろな制度、あるいは年金の減額等々も含めて、世の中の経済情勢も含めて変わってきている中であって生活の大変さに対する支援というの、いわゆる基準の見直しも含めて、今、答弁ありましたけれども、そういった方向でぜひできれば実施の方向で結論を出していただきたいというふうに思っているところです。ぜひ、そういうことに期待をいたしまして、次の質問に移りたいと思いますけれども、この件に関してもう1点だけ、実は今年の24年度の予算の中で実施した、先ほどの回答の中にもありましたけれども、実施した中で、あるところから、両サイドから町民の方から意見が出たというか、聞かせていただいたこともあるんですが、これは福祉灯油だけの問題じゃないんで、福祉政策全般にかかわることにつながるかとは思っておりますけれども、やはり1つは、昨年度の今年に入ってから実施して、その結果ですけれども、予算では460世帯分322万円予算を確保して、その74%余りにあたる342世帯、そこでこの7千円を支援したということになっておりますが、中には本当は申請したかったけれども、なかなか周りの目があってできなかったというか、そういう状況も1つありました。もう一方で、全く逆の何でああいう人たちだけが、住民税非課税ということだけで該当になるのというふうな、高齢者という条件もありますけれども、住民税払って、本当にごくわずかな住民税を払っちゃったことによって、もっと生活の実態からしたら、あの人たちよりも厳しい、そういう状況にあって、なんでうちの家庭ができないのというような、そういうふうなこともあって、どうも遠慮せざるを得なかったような、何かそういう本当に何か福祉政策に対する、これは行政の責任ということではないのですけれども、そういうものが特に厳しい時代になってくると出てくるのかな。そういう部分というのは、やはり、いろいろな福祉政策、今回のこの灯油の問題もそうなのでありますけれども、やはりそういうのを少しでも改善する方向というの、何らかのかたちでやはり考えていかなければいけ

ないのかというふうにあえて思ったところで、そういう両方からの声が聞こえてきまして、思ったところでありまして、これに対して議会としても議員としても本当にどういうふうにすればいいのかというふうなこともありますけれども、そういう声があったということだけはお伝えして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今ご指摘のことについては、大変理解している1人でございます。ただ本町の対象としている対象者というのは、管内的にも非常に高く広くとらえているというのが実態です。年齢的な非課税というのは、管内的には1つの基準という点では、もうどこの町村も同じ考え方、障がい者世帯とか、いろいろな世帯の枠を広げているという点でいくと私どもの町はできるだけ、できる範囲内で最大限の努力をさせてきていただいたというのが1つです。この辺については、今後も変わりなく内部的な検討を含めて実施の方向にもっていきたいというふうに考えております。

それから、じゃあその議員が言われるようにできるだけそういう非課税とかという枠を取り払うということが本当に可能なかどうかについては、非常に難しいと私自身は判断しておりますので、もしこれらに対して近所の目とか、いろいろなことが言われる方がいるということもよくわかりますので、私どもも啓蒙活動に努めてまいりますけれども、広くその点については、遠慮なさらぬで申請していただくということを私どもも努力してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。同時にこの施策をやることについては、時期的にもう間に合いませんので専決という対応の中で昨年と同様な状況をとらせていただくことをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、この件についての答弁をいただいた訳ですけれども、まさに私もその受け答えの中では、やはり一定のルールというものをつくって、一定の線を引かせていただかなければできない事業なんだということでお話もさせていただきながらしたのでありますけれども、やはりその思いというのは、厳しくなればなるほど、そういうふうな福祉政策というのは本当に難しい。そこら辺で町民同士がどうお互い助け合うのか、認め合うのか、そういう空気をどうつくっていくのかということもやはり大事になってくるのかなというふうに、そこで思ったことでもあります。そういうふうに思ったことでもありますので、その一定の線を引くということに対してだめということでは決してないということで、とらえていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問でありますけれども、農地中間管理事業についてというふうになっていまして、政府は10月25日、農地中間管理事業を創設する関連法案を国会に提出しまして、今臨時国会での成立を目指しております。これは実はこのたびの5日の参議院の今回の臨時国会ですべて成立をしております。

この法案については、産業競争力会議や規制改革会議で提言されたものがベースになっておりまして、地域農業や農業委員会にとっては、重大な問題が含まれていると言われてるところであります。

ついては、以下の事項について、町長の見解を伺います。

1、この「農地中間管理機構」制度の内容についてお伺いをいたします。

2つ目、この法案の中では、農業委員会のあり方についても述べられていますが、事業の実施にあたって農業委員会の位置付けと役割についてお伺いをいたします。

3つ目です。本町における影響をどうみているのかお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農地中間管理事業」について3点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の「農地中間管理機構制度の内容について」お答えをさせていただきます。

国では、農業の新たな構造改革と生産コストの低減を図るため、担い手農業者への農地集積・集約化をさらに進めていくこと、また、こうした事業を公平かつ適正に行うための法人としての、農地中間管理機構を各都道府県に1つ設置することとし、その事業の内容としましては、農地の賃貸借が基本としながら、売買も可能とされています。

なお、この機構設置に伴い、本町における農地流動化に効果を発揮し、農地の売買等による利用集積を担ってきた農地保有合理化法人制度は廃止されます。

また、この機構は、農地所有者と農業経営者との間に、農地の賃貸借を通じて介在しますが「一定のルール」を設け、貸付けがなされると伺っております。

次に、2点目の「事業の実施にあたって農業委員会の位置づけと役割について」お答えいたします。

現在、具体的な内容が国から示されていないことから、12月10日に開催の「地域政策に関する市町村担当者等会議」や「北海道農業会議」等からの資料や情報を交えてのお答えとなりますが、機構は、その業務の一部を市町村に業務委託できるとされているため、ほぼ全ての市町村に委託されることが想定されます。

一方で、農業委員会が市町村の独立委員会として農地に関する業務を行っているため、実際には今までと同様に市町村が農業委員会へ事務委任を行ない、農業経営基盤強化促進法に基づく事業として担っていくこととなるのではと考えております。

次に、3点目の「本町における影響をどうみているか」についてお答えいたします。

この「農地中間管理機構」につきましては、平成26年度から本格的にスタートする新たな制度であり、本町にどのような影響があるのか、いまだ不透明な状況であります。これまで国としては、農業委員会が果たしてきた農地のあっせん等の利用調整活動に加え、近年では、農地集積協力金で人・農地プランと連動した新たな流動化の支援・手法を示しましたが、本町では未だにその活用がない実態にあります。

今回の機構制度においても新たな流動化手段の一環かと思われませんが、今後の農業施策全体を見極めながら、町、農業委員会、農協など関係機関が一体となって、本町農業に実効性のある制度を選択しながら、農地の荒廃が進まないような対策を進めて行く必要があると考えておりますし、農業を基幹産業としている本町にとって、農地は、農業の根幹であることを重く認識しているところでございます。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、何点か再質問をしたいと思っておりますけれども、まずはじ

めに、この機構の働き、役割等々についても答弁の中でありましたけれど、そもそもがこの今、急にというか、こういったかたちで農地中間管理事業というのが出てきた背景というのも1つはしっかりととらえておくことが必要かなというふうには思っているところです。言ってみればこの問題につきましては、各農業委員会、あるいは市町村、行政サイドからだとか、あるいはもっと言えば農家のほうから要求というか、必要だということたちで出ただけではなくて、やはり今の政治情勢を大きく反映した、いわゆるTPPに対する対応策としての、いわゆる規模拡大をどう進めていくか、日本の農業のあり方を大きく変えようとしている中の1つとして、この農地中間管理事業というのが機能してきているのではないかなというふうに私はとらえているところです。そういった中で、まずはじめに、ちょっと質問したいんでありますけれども、おそらくこれから農業委員会の事務局長にも答弁ということになるろうかと思うんでありますけれども、これまでの従来の農地の貸し借り、あるいは所有権の移転等々含めて本町においてはどのようなかたちでもっばそれがされてきたのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） ただいま、農業委員会の農地の貸し借り、売買等についてのご質問を受けました。農業委員会につきましては、農地の賃貸、売買について、あっせんということで農地の集積というか、借り手側と貸し手側の間に立つての業務をやっております。この中で、農地法でいきますと農地法3条で農地の賃貸と売買というのをやっております。これについては、農地法の3条でいきますと、相対ですから、貸し手側、借り手側がお互いに貸すよ借りるよということでの売買での申請でございます。それと農地経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業、これにつきましては、農業委員会にあっせん申請がありまして、それを受けて農業委員会があっせんを行うというようなかたちでございます。これは、賃貸借、売買というかたちがございますけれども、方式的には、同じようなやり方で行っている状況でございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、そういう答弁いただきましたけれども、もっばら、本町の大きな、本町だけではないのかもしれないけれども、農地保有合理化事業によつての農地の賃貸なり売買というのは、やはり本町においても非常にウエイトが高いのではないかなというふうに思っているところでもありますけれども、24年度の実績等々でいきますとたぶんもしかしたら食い違いがあるかもしれないけれども、本町として、農地保有合理化事業で保有している面積と金額で言いますと24年の現時点でいきますと面積でいくと607.8ha、金額にして約15億3千万円余りの金額で保有しているということになって、おそらく本町の農地の移動にかかわる部分は、この保有事業をとおして集積が図られていっているのかというふうに思っているところではありますが、今回の法案の中身でいきますと、この事業の中身でいきますと先ほどの答弁にもありましたように農地保有合理化事業はなくなる、廃止するという方向が出ていますが、この辺についての影響というのは、どういうふうにとらえていったらいいのかということがまず1点です。

それと北海道の場合、この農地中間管理機構制度の中の主体は北海道農業開発公社、いわゆる農地保有合理化事業をやっているところと同じなんですが、開発公社が担うという

ことになっているようでありますけれども、この点も含めて、そうになっているのかどうか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） ただいまの農地保有合理化法人が廃止された場合の影響についてのご質問でございますが、今回、農地中間管理機構が新たに法人として整備された時には、以前の農地保有合理化法人については、廃止となります。これにかわって今度は農地中間管理機構が法人となって事業を進めるというかたちになります。この進め方といたしましては、各都道府県に1つこの法人を置いて、北海道知事がそれを指名するというか、設置をするというようなかたちでございます。現在のところ、この法人については、北海道においては、公社が受けるのではないかということを知っております。

2点目についても同じような内容ですので、1点目と2点目あわせて説明させていただきました。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、答弁にありましたように北海道においては、現在、農地保有合理化事業を実施している農業開発公社がこの次の新しい事業の主体となっていくような、それについての大きな権限はすべて北海道知事が農地の貸してもいいよ売ってもいいよという権限が知事に与えられるということになっていく訳なんですけど、そういった中で地元の今までいろいろなかたちで尽力されてきた農業委員の皆さん、あるいは農業委員会そのものの役割というのは、どういうふうになっていくのかなというのがちょっと心配なんですけども、やはり私たちにとって農地の番人と言われる農業委員会、あるいは地域農業の振興にやはりいろいろなかたちで携わってこられた農業委員会の果たしてきた役割というのが本当にこの制度によって、どう変わっていくのかというところが一番心配になってくるのではないかと考えているところです。そういう事業の推進が実際されていく中で農業委員会はどういうふうに関与するような仕組みになっているのでしょうか。どういう位置付けになっているのか。各地域の町村の農業委員会が、この事業を推進していく中で、どういう位置付けとなっているのか、その点についての説明等々はあったのでしょうか。どうも法的には農地の売買、あっせん等々含めて農業委員会は、法の外に置かれているようなかたちがどうもとるんですけれども、どういうことになっているのでしょうか。もし答えられることがあればお願いしたいのですが。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 全体的な話ですので、私のほうから回答させていただきます。農業委員会の位置付け、それから、市町村の位置付けであると思いますが、先ほどの町長の答弁で述べていますとおり基本的には、まだ正確な情報が流れてきていません。私どもで現在その情報として知り得る方法としては、それぞれの新聞等で出ている内容を見ての回答というふうになりますので、今回の位置付けについても一応、12月7日の新聞等で報道になった内容ということで理解をさせていただきたいと思います。実際に現場で調整にあたるのは、業務委託する市町村、JA、農業委員会、いずれも、これも回答に出ていますとおり人・農地プランの中の作成を実質的にやっているということで、最終的には、そこが担うというふうに新聞等で報道されていますので、回答になっているかどうかちょっとわかりませんが、一応認識としては、そういうふうなかたちでしている

ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 本當にまずは全体像がしっかりと農水省側からも説明がないんだとは思ひますけれども、やはり法案そのものの仕組みからいきましても中身を検討させてもらつてみても、どうも農業委員会というのが蚊帳の外に置かれてしまうような、農業委員会の果たしてきた役割が本當に軽んじられていくような中身になっているのが一番の問題点じゃないか。實際この売買とかいろんなかたちで開発公社が中に入つて最終的には知事の権限でやる訳ですけれども、その中であつて、農業委員会の位置付けというのは、市町村の段階で聞き置くだけ、意見を農業委員会がそこで取りまとめてほしいみたいな、そういう程度のと申ひますか、そういう位置付けでしかないような中身になっているふうに私としてはとらえているところなんです、果たしてそれでこれからの農業、地域農業のあり方等々含めて、あるいは規模拡大をしたいという人たちの思ひも含めて、それに応えられるのかどうか、そういった点では、非常に疑念が出てくる仕組みだと思ひます。そういった意味で、ぜひこれからいろいろな説明会等々なり、あるいは現場の農業委員会サイドでもこの問題につきましても、全国のこの上部団体の農業会議の中でもいろいろな要望書等々も出してあります。その中身を見ましても非常に私の思ひとも一致するところもありますし、道の農業会議の中でも要望意見等々も出されているかと思ひます。そういった意味で、ぜひそういうものを現場の声として、今上げていかないと本當にこれからの地域農業のあり方というよりも日本農業のあり方そのものが大きく変わろうとしている、矢面に立つような法案でもあるなというふうに思ひているところです。そういう意味でぜひ町長のほうで何か考へがありましたら、これからの対応も含めてちょっとお聞きしたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいまの農地中間管理機構に対するご意見がございました。私どもとしましては、農業新聞やあるいは一般的な新聞で報道されている以外のことはあまりよくわからないということが実態のところだと思ひます。ただ、先の私どもの課長会議でもこの中身について少し議論をさせていただきました。目まぐるしく変わる農業情勢に我々市町村はどういうかたちで対応していかなければいけないのか。この考へ方、中間管理事業そのものについては、1つはやはりTPPや世界農業に対応する同意をどういうふうにして構築していくかということの1つは出てきているだろう。それから北海道は別にいたしても小さな町における農地集約、農地の集積がなかなか進まない。従来のかたちで進んでいかないことに対する、逆に言うと都道府県の知事の権限によって農業委員会をとおさなくても、これらを農地集積を実現するということが1つの考へ方ではないのか。しかし、その良いかどうかということについては、まだ議論の余地がたくさんあるのではないかと思へてなりません。例えば、私どもの農地はやはり基本的には耕作者主義というのが原則でありますから、これらをどう維持しながら、今、農業委員会が果たしてきた役割をきちんと位置付けながら、これらの制度を活用していくということをしなければ、地域農業というのは大変難しい問題が出てくるのではないかと思ひています。簡単に申しますと私自身が調べたりしている中で、例えば、法人の経営体制を2010年と比較して4倍、すなわち5万法人にするということを目標に掲げているようでございます。すなわち

それは生産コストの削減を強力に推進するという手段でございますから、できるだけ規模の拡大をこのことによってやっていこうということですから、これ自体が一体どうなのか。第2点としては、農業委員会を議員も心配しているとおりの農地の集積の事業から事実上排除するという事は、この管理機構の中ではどうも気になっているところでもありますから、農業委員会が全国で果たしてきた実績、すなわち2011年12万6,679haの農地集約の役割を農業委員会がきちんと全国的に役割を担ってきている。本町でもそれは実績として歪めない事実でございますから、この辺で言いますと非常に私は課題が多いのではないのかと。これらについても注視していきたいというふうに考えております。とりわけ農業委員会の法的な関与を要しないということが、この中間管理機構に対する問題点でないかなと私は考えています。それから、第3の理由ですけれども、こうした優良農地において企業がどんどん参入する仕組みをつくらうとしているということがもう1つ問題なのではないのか。すなわち、かつては、先ほど申しましたように耕作者主義であったにもかかわらず、企業がどんどんフリーハンドで入ってこられるような状況をつくっていく。このことは、一体どんなことを意味するのかと言いますと、例えば私は土地改良区の理事長もしておりますけれども、地元の水利管理や自然環境管理やさまざまなことを農業というのは担っております。このことで大規模のそういう経営者等々が参入してくるということが本当に地域農業を守ることになるのかどうかということを考えていきますと、この中間管理機構の事業というのは、私は改めて農業会議や私どもも含めて声を出していかなければならないことではないかなと思います。しかし、まだ確かなことは私自身も理解しておりませんので、今後とも注視しながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。今言われたように町長のほうもこの問題の中心的な部分については、十分知っておられるなというふうに感じているところでもありますけれども、今言われましたように、大きく言えば企業の農業参入という道に突破口を開くというか、つけるという意味も含めての新しい農業政策の1つだなというふうに思っているところです。それともう1つ、今回この機構に対して出したものに対しては、公募方式で貸し手を探すということなんですが、公募方式でとなるとということになれば当然いろいろなかたちで、いろいろなところから借りたいという人が来るかもしれませんが、それはそれでいいんですけども、問題はそれはその時にその地域の人たちとどういうふうに協調できるような人が入ってくるのかということも、いわゆる地元の農業委員がかかわりなくなってしまった時に、どういう人たちが来るのかという問題がやはり常に抱えている問題になってくることもあります。そういう面からも農業委員会が今まで果たしてきた役割というのは、再度改めてそこら辺でも認識していただきたいということと、今回、耕作放棄地の問題がありますが、公募する中でどうしても条件不利地域のような条件の悪いところは、この事業からいったんは借受するけれども、受けるけれども、買い手のつかないところは、管理機構でもう1回所有者に戻したいという、戻すことができるというふうな法案の中身なんです。だから機構としては、条件の悪いところはやはり取り扱わないということでもありますので、それが本当の地域の農業にとってどういい方向に行くのかということから見れば非常に問題のある仕組みだなと。いいところは公募でどんどんいいところ、金

のあるところ、競争力のあるところが入ってきて買ってくれるかもしれないけれども、本当に一番解決したいような条件の悪いところは、この管理事業の中でも、ある一定程度置いたら離したいということなのです。それができるといことになっておりますので、そこら辺までは面倒見ないという中身にもなっておりますので、そういったことも踏まえて、やはりそういうことと今まで農業委員会が果たしてきた役割というものを十分とらえていただきながら、これからの見直しと言いますか、改善に向けても声をあげていただきたいのが、私の今回の質問の思いでありますので、最後にもし農業委員会の会長さんに、ここでそういう思いでもし発言があるのであれば、ぜひ、していただきたいというふうな思いもしているところでありますが、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 農業委員長。

○農業委員長（谷本茂樹君） 先ほどから農地中間管理機構ということについてのお話がありましたけれども、現実はまだ具体的にどうなるのかということ現場には入ってきておりません。私たちもどうなるかということで注目をしているというのが現状でございますけれども、そうは言っても、例えば、訓子府の農地が、企業が入ってきて農業法人でも何でもない生産法人でも何でもない企業が入ってきていなくなったら撤退する。農地の荒廃が進むというようなことであっては絶対困りますし、我々農業委員会は、今までもこれからも適正、公平に農地を流動化させております。今までもそうだったし、これからもそうやっていきたいというふうに思っていますから、あまり我々としては、今のこの制度を変えてほしくないという思いでありますし、いずれにしても農地法というのは、国会がつくるものですから、何とか我々農業者に向けたやはり法制度をつくってほしいという思いであります。今思っていることはその程度でございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 本当に突然答弁を求めて申し訳ないなと思っておりますけれども、ぜひ、そういった方向でご努力をお願いしたいということでもあります。よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移っていききたいと思います。

本町における再生エネルギーの可能性とその取り組みについてであります。

当地においても近年の集中豪雨や降雹^{こうひょう}、あるいは大雪の被害など、地球温暖化に起因する災害が起こっているところでございます。

また、2011年3月11日の東日本大震災で起こった福島原発事故によって、原発からの撤退を国民の多くは期待をしているところであります。同時に、これからのエネルギーのあり方についてもさまざまな議論が改めて起きているところでありますが、ついては、次の事項について、町長の見解を伺います。

1、平成21年2月に「地域新エネルギービジョン」が出されていますが、その評価とその後の展開をどのように考えているのかお伺いいたします。

2つ目、本町において、再生エネルギー活用に取り組む考えはないかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町における再生エネルギーの可能性と取り組み」に

ついて、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「新エネルギービジョンの評価とその後の展開」についてであります。このビジョンは、平成21年2月に策定され、本町における導入可能なエネルギーとして事業性の高いものについて、独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構の支援を受けて調査を行い策定したものであります。

具体的には、町内で発生する玉ねぎの鬼皮や林地残材、さらに生活系の廃プラスチックを利用した森林系・農業系のバイオマスの混合燃料と太陽光・太陽熱を活用したエネルギー資源の可能性について調査し取りまとめた結果、本町におけるエネルギー源としても相応しいものとなっております。

また、翌年には、一歩前進した取り組みとして農業系・森林系・生活系の混合固形燃料を製造・生産し、事業化をした場合の地域の雇用の創出や地域の活性化に結びつくことなど、森林保全や地球温暖化の防止にも効果が期待されるビジョンの事業評価となっております。

その後、北見工業大学の鈴木教授を代表とします訓子府町クリーンエネルギー資源活用実証調査委員会による事業化に向けた取り組みとして、混合燃料の燃焼実験や収集コストの調査を実施しましたが、原材料の収集コストや安定的な確保が難しく、利用するボイラーの製造費にも多額の経費を要することなどが課題となって、最終的には事業化に至らなく、断念をしております。

しかしながら、新エネルギービジョンの中にあります森林系のバイオマスは、試作した廃プラ・バイオマス混合固形燃料よりカロリー的に劣りますが、町有林の皆伐や間伐事業による林地残材が一般家庭などにもエネルギーとして活用できることがわかりましたので、今後、公共施設建設の中に森林系のバイオマスが利用できるかを検討しているところであります。

2点目の「本町において再生エネルギー活用に取り組む考えについて」のお尋ねですが、現在、本町が助成をしている再生可能エネルギーの太陽光発電施設は住宅用が35カ所、売電を目的としているものは、公共用地に3カ所、民有地に5カ所設置され、そのうち売電を目的とする施設の全体発電量は、820KWと住宅約180戸分の発電が行われております。

また、太陽光以外の再生可能エネルギーとしましては、気象・地理的条件に大きく影響されますが、農業系・森林系・生活系のバイオマスのほか、風力、地中熱、水力の活用も考えられるところであります。

本町では、平成24年4月に「訓子府町地球温暖化対策実行計画」を策定し、本町のすべての組織、施設を対象に平成28年度の二酸化炭素排出量6%削減を目標としているところであります。

なお、平成21年度の全施設の二酸化炭素排出量のエネルギー換算で申し上げますと、電力で57.2%、灯油等燃料費で41%を占めております。

この計画の下、公共施設の建設や設備更新の際には、再生可能エネルギーである森林系バイオマスをはじめ、地中熱、空気熱を活用した熱エネルギーを中心に投資効果とあわせ再生エネルギーの導入を検討しているところであります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようよろ

しくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 時間というか、この問題は、そんな30分や1時間で、これから中身をどうするという、そういう簡単な問題ではありませんので、今回は1つは、やはり平成21年の2月に出されています地域新エネルギービジョン、この中身というのは、やはり非常に、これをどう生かすのかというのが、やはり大事でないかなというふうに思っています。これにつきましては、今ちょっと変わりましたが山内課長あたりが相当がんばってやってきているんじゃないかなと感じていたところではありますが、新エネルギーをどう本町において、取り組んでいくのかという、1つの方向性を示していますし、その可能性、本町としての可能性等々についても、いろいろな分析を踏まえながら、今、答弁の中にもありましたように、これをやはり大事にしながらやるのが、この新エネルギーに対する取り組みの1つのきっかけになるのかなと思っていますので、ぜひ、これをしっかりと活用してもらいながら、これをさらに一歩進めるという方向で考えてもらってはどうかというふうに思っているところです。その中で例えば、あえて言うまでもありませんけれども、石油類にしてももう埋蔵量等々含めて考えますと50年前後かな。あるいは天然ガスでいっても60年とか70年とか、あるいは石炭でいきますと120年とかという、ちょっと長いのでありますけれども、その程度のいわゆる化石燃料の依存できる年限というのは限られてくるという中であって、やはりこの新しいエネルギーをどうするかということが、エネルギーとしての役割と、もう1つこういう地域社会にあっては、訓子府のような町にあっては1つの町の経済の活性に向けた、新たな雇用も含めた取り組みの1つとしても考えていただければどうかというふうに思っているところです。例えばそういう中であって、このエネルギービジョンが、ちょっと町長にお答えをお願いしたいのですが、この21年2月に策定して玉ねぎの表皮をあれしながら、あるいは廃プラを使いながら実証実験的なことをしていましたけれども、それがちょっと進まなくなった大きな原因というのは何なのか。ちょっとそこはどこにあるのかというのをちょっとお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） およそ3年にわたってNE^ネDO^ドや、あるいは注緑の何とか基金、正式な名称を忘れましたけれども多額の支援をいただいて、この実証可能な、実験可能なものの具現化に向けて努力してまいりました。その中で、私どもの町は答弁でも申し上げましたとおり玉ねぎの表皮と皆伐、あるいは間伐をした木材の廃材、それから、ビニール廃材を使ったものをRDFという固形燃料化をして実現可能なんではないかというところまでいって、実際にボイラーも広島福山まで行って見てまいりましたし、それから石灰工業株式会社の当時の社長のご理解もいただいて会社でも使う可能性というものをつめていただいたということの状況下の中で、訓子府町における新エネルギー研究会という、民間の団体の方、さらには、北見工大の鈴木教授のお力もいただいて、これらを何とか具体化できないかということで進めてまいりました。実態として非常に難しいことになったことは2、3の理由がございます。1つは、初期投資であります。これはおよそ2億円、私の記憶では2億円かかる。これは民主党政権下になったことによって、俗に言う蓮舫先生の

英断によって、こういうエネルギー政策については、かなりバツバツと予算を切られていったということもありまして、農水省、経済産業省等々に私も足を運んで何とかこの実用化できないかということでしたけれども、当時としては、ほとんど無理だということ、2億円のお金を我々が行政的に負担するということが可能かどうかということ。さらにそれを民間団体がやれるかどうかという点では非常に難しいということがありました。一番はやはり経費の問題です。それから、玉ねぎをフレコンバックで各生産者から集めて集約していくという、その量の問題と季節の問題です。例えば、玉ねぎの皮は大体9月が集中的になりますから、その量全体がこの広域的なそういったものを理解していただかないと農協やそれらの団体も含めて協力関係ができていかないと難しいだろうということもあって、なかなか具体化には足を運べなかったというのが状況です。まだありますけれども。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） なかなかその大変さというのは初期投資問題等々含めて経済的な問題等々ありますけれども、もう1つはやはり、これを使う、いわゆる需要と供給のことから考えますと使う部分がどこであるのか。つくったはいいが、それを使って恒常的に使うということもやはり大事な要素になります。そういうことからいきますと、時間もありませんから簡単に言いますが、やはりその時に出てくるのが、やはり自治体だなど、例えばこの答弁の中にもありましたように公共施設の中で、このビジョンの中でも各公共施設で重油と灯油の使用量等々も積算されておりました、それを今の重油の価格の102円なり、105円で計算しますと数千万円のお金が燃料、いわゆる熱の部分、電気は別としまして、熱量を生み出すために使っていることになります。そういうことからいまして、ぜひ、決して町の経済の循環ということからも見てみましても成り立たないものではないというふうに私は思って、経済的に見ても、初期投資はかかっても長い時間で見ると成り立たないものではないというふうに思っておりますので、ぜひ、自治体が1つはそういう部分に思い切った英断をしながらやってほしいということと、もう1つは、町民に対する啓蒙・啓発、エネルギーというものに対する啓蒙・啓発の部分をやはりしっかりと訴えていくのも大きな点かなというふうに思っておりますので、この2つの点について、最後にちょっと答弁、これからの取り組みの1つとして、どう考えているのか、ちょっとお伺いをして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 意見は十分参考にさせていただきながら前へ進めていきたい。とりわけ、うちの今の状況では、太陽光を中心として、これらの支援を民間住宅等にも行っていったり、あるいは、冒頭申し上げました答弁の中でも電力の供給に一翼を担っていきたいということが1つ、それから、今まだまだ頭上での検討でございますけれども、幼保一体化施設の幼児センターにおいて、何とか地中エネルギーとか、あるいは、チップ材を利用したボイラー等々を使って、そういったことが、また、ある意味では、民間にも使っていただくようなことができないかという検討を今始まったばかりでございますので、注視していただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これで質問は終わりますけれども、本町の公共施設だけのかたち

でいきますと、化石燃料に依存する、電気は別にしまして、やはり5千万円、6千万円という金額がやはり動いている。その中で、実質スタンドというか、燃料屋さんに行くのは約1割ぐらいなんです。だからその部分も含めまして、後は全部大手資本の石油資本にいくということも含めると、その経済の循環という点からいきまして大きな役割を担うことになるのではないかなというふうに思いますので、その点も含めて、ぜひ考えていただきながら、前に向けた、昨日の上原議員の質問の中にもあった総合計画と言いますか、これからの120年後の訓子府をどうするのかという観点からも、ぜひ考えていただきたい中身ではないかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、10番、余湖龍三君の発言を許します。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いします。

消防団員の確保に向けた協力体制ということで、この1点にだけしぼりまして質問させていただきますので、よろしく願いします。

全国的にも消防団員の減少については問題となっているところですが、訓子府町においても大きな問題として考えられています。町民の生命・財産を守るべく崇高な使命感のもとにボランティアとして活動する消防団員ならびに消防団がある意味、今後の活動を考えた時に団員の不足という不安で悲鳴を上げているのが現状です。「1市2町消防組合」のもとに活動している訓子府消防団ですが、事務的な組合の条例や規則の定めの中での対処は基本であります。この団員不足の今後の不安に対しては、地元・訓子府町の助言や協力が大事なこととなるのは当然のことと考えます。それらを踏まえて何点かお尋ねいたします。

1つとしまして、消防団の日常における団員確保の勧誘活動の努力が行われていますが、新規団員のなり手がいないのが実情です。このことに対し、どのような考えをお持ちかお尋ねいたします。

2つ目に、消防団員の確保の手段として、総務省が進めている「消防団協力事業所表示制度」は当町でも活用しているところですが、今後の展開として、どのような考えをお持ちなのかお尋ねします。

3つ目としまして、当町における消防団員への福利厚生的な補助の現状と今後のそれらに対する充実について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

4つ目としまして、今後、町職員の消防団員としての活用については、どのようにお考

えかお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「消防団員の確保に向けた協力体制」について、4点にわたってお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目に「消防団員のなり手がいない実状に対する考え方」についてのお尋ねがありました。

日頃から消防団におかれましては、地域の消防・防災活動にご尽力をいただき、改めてこの場をお借りし、感謝を申し上げさせていただきます。

さて、団員の確保に向けては、団が中心となって、入団募集チラシの配布、広報紙への記事掲載、新聞広告掲載はじめ、勧誘活動に努力されていることは、十分承知しており、町においても種々協力させていただいているところでございます。

消防団は、地域のさまざまな情報を把握し得る即時行動力と動員力を持つなど地域防災の要でもあり、団員のなり手の確保に苦慮していることは、私としても憂慮すべき状況と考えているところでございます。

2点目に「消防団協力事業所表示制度の今後の展開として、どのような考えを持っているのか」とのお尋ねでございました。

消防団への入団が伸び悩んでいる要因の1つとして、被雇用者割合の増加があげられております。

本町においても事業所数の減少とあいまって被雇用者団員の割合が増加しつつあり、北見地区消防組合構成自治体においても共通の課題となっているところでございます。

このような状況を踏まえて、当消防組合では、平成20年に「消防団協力事業所表示制度」を設けて入団促進に努めており、町においても、制度の円滑な推進に協力するとともに、消防組合側から新たな提案などがあれば、可能な範囲で対応してまいりたいと思いますのでご理解をお願いいたします。

3点目に「消防団員への福利厚生的な補助の現状と今後の充実についての考え方」について、お尋ねがありました。

町から消防団に対する福利厚生的な補助としましては、消防団互助会負担金として通常年で80万円の予算措置をしております。

なお、本年度は、消防操法大会への団員参加経費の一部を互助会が負担することから7万円を上乗せし、総額87万円を予算措置させていただきました。

また、消防団の支援団体であります訓子府町消防後援会に対して20万円を交付しております。

この他、分団長以上または在職10年以上の団員の方が退団される際に、感謝状と記念品を贈呈させていただいているところです。

今後とも、現行の支援措置については継続させていただきたいと考えておりますが、消防支署を通じてあるいは消防団から直接新たな要望などがある場合は、可能な範囲で対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に4点目として「町職員の消防団員としての活用」についてのお尋ねがありました。

ご質問の中で、職員の活用とありましたが、職員の入団という意味でとらえ、回答させ

ていただきます。

町職員の消防団への入団に関しましては、災害などの非常事態では、私が陣頭指揮をとり、副町長、教育長、一般職が組織的に対策にあたることになり、その際、職員は、町職員と消防団員両方の身分で行動することにはならないこと、また、火災発生時に、重要な職務についていた場合、その場を離れて団員として行動することにはならないなど、町職員は常に公務を担っているという特殊事情もあり、慎重に進めなければならないと考えているところです。

さらに、職員が消防団員として活動するという事は、団長の指揮下におかれることになり、万一、負傷などの災害にあった場合は、当然のことながら、通常の町職員としての公務災害補償は適用されず、消防団員としての公務災害補償が適用されるものと思われま

す。このようなことから、町職員を強制的に消防団に入団させることにはなりませんので、身分上のことや災害補償のことなどを理解した上で、あくまでも本人の意思で判断してもらう必要があります。

なお、職員には、地方公務員法が適用となり、さまざまな規制もございますが、任命権者である町長の判断により解消できるものもありますので、町職員が入団しやすい環境を整えるなどの配慮をしております。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えさせていただきましたので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 4点につきまして、明解なお答えをいただきましてありがとうございます。ただ明解とはいえ、この問題につきましては、前々回の一般質問でも西山議員のほうから消防団の団員の問題については、質問がありましたので、私としましては、その時の不十分さを埋めていただきたいというようなことがありまして、今回このような質問をさせていただいています。

1つ目のことについてでございますが、消防団員確保についてどのようなお考えかということで、結論としましては、町長自体もなり手の確保に苦慮していることは、憂慮すべき状態と考えています。そういうこともありますので、そういう気持ちがある以上は、やはり団員確保についての協力体制というのは、これからお話し合いの中で十分な協力が得られるものと考えております。昨日の災害等のお話の中にもありましたように、災害時には、マンパワーとしての消防団の存在というのは、大きいんじゃないかというふうに昨日も一般質問を聞きながら感じていたところですけど、そのためには、やはり訓子府町としまして、105人という定員の中での消防団員の確保というのは、本当に消防団としては、必要な数字としてとらえ、何かあった時には、その人数がいることがいろいろなことに備えられることの大事な要件ではないかと思っておりますので、やはりそのことについては、消防団がもちろん率先して、そのことについて、勧誘もしていかなければいけない場面というのはたくさんあるんだと思いますが、その部分については、町の協力というものが、やはり必要になってくるんじゃないかということをお願いしたいと思っています。消防団は、1つボランティアであるという表現の中でありますが、ボランティアと言いな

がら多少ですが、年報酬も出ますし、災害出動に対しての報酬も出ますので、それがすべて

ボランティアなのかということと金銭上の問題でいきますと、そういうことにはならない場合もあるんじゃないかということは承知しております。ただ、消防団に少ないながらも105人の中で80数名の方が入っている、そのすべての人というのは、やはりこと火事に関して、何か消防団が出なければいけないということに関しては、本当に町長自身も町のすべてのことに対して四六時中、もう寝る暇も惜しんで考えているんだと思いますが、消防団員自身もやはりなった以上は、いつサイレンが鳴ってもいいように、サイレンが鳴った時には、何かがあった時にはという気持ちをいつも持ちながら四六時中生活しているのが現状だと思います。私も数十年消防団にいますけれども、やはりいつサイレンが鳴ってもいいようにとはいきませんが、鳴った時には優先して、やはりそういうふうに出なければいけないという気持ちは消防団員である以上は、やはり今訓子府町にいる80数名の団員というのは、そういう気持ちの中で一生懸命やっているんだと思います。それでもう1つ、人を募集するにあたって前回までも返答の中には、やはりこれが消防団のやることである。消防団のほうでやはり勧誘については責任を持ってやらなきゃいけないんじゃないか。ましてや訓子府というのは、1市2町の組合の中でやっているんで、その消防組合のほうでもやはりそういうことについては、もっと考えていってほしいのだというような回答があったと思いますけれども、そういうことを考えまして、私も北見の消防議会の中で、そういう団員不足については、どのような考えをお持ちなのか、北見の組合の議会としては、どういうふうに思っているのかということで、お尋ねしたことがあります。やはり組合というのは、北見市、それに訓子府町、置戸町という3つの組合なものですから、各町村のことについては、その団員の確保については、やはり各町々の責任になるのではないのか。ただ組合としてできることは、そういう制度上の問題ですとか、そういうことについては、積極的に協力できる。そういうものが立場上あるのではないかというような返答でありました。やはり私も各市町村によって、そういう現状というのは違いますので、やはり町の中で、訓子府には訓子府のそれなりの理由の中で消防団員を確保していかなければいけないんじゃないかと思います。そういう意味でいきますと消防団がもちろん率先してやらなければいけないのは間違いない話なんですけど、私も考えてみますと私は別に幹部じゃないんであれなんですけども、団長さんですとか、副団長さん、分団長さんという、そういう幹部の方たちは、やはりそういう人数の確保のために、やはりまとまってそういう時期的には動いている時もありますし、日々本当にどこかで若い者を見たら消防へ入らないかというような声かけもしているんじゃないかと思います。本当にそれこそやはり自分の仕事を持ちながらの中のボランティアということでいけば、本当に大変な仕事をしているんじゃないかと思います。ですから、やはり現実として、こういうふうに消防団員がなかなか集まらない現状の中で今以上の、消防団は消防団でそういう意味でがんばる幹部はたくさんいるんだと思いますけれども、やはりもうひとつ踏み込んだ中で訓子府町として、町の執行者として、そういう部分にまでもう少しかかわっていただけるような、漠然とした中での気持ちはおありかどうかお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 消防議員でもあります余湖議員ですから、消防の状況については、私以上に**びびさいび**にご理解されているものと思います。ご存じのとおり2012年4月時点で全国の消防団員は約87万4千人おりました。この10年間で6万3千人減った

ということでございますし、これは北見地区消防組合においても例外ではない。団員の募集等については、基本的には、それぞれの消防組合を中心にしながら構成しているそれぞれの北見市、置戸町、訓子府町で独自に積極的な募集についての体制を組んでいかなければならないというのは、ご指摘のとおりでございますし、私自身もその点では、まったく同感という立場は同じでございます。先般の实践会長会議でも我が町を災害から守る消防団員の募集チラシを、これははじめてだと思えますけれども实践会長会議でも出ささせていただいて協力を要請しているところでございます。これからもこれらに対しても私どもの町の職員も含めて消防団員の増についての要請を積極的に行っていきたいというのは変わるものではございません。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ありがとうございます。本当に何がボランティアなのか消防というのはというふうに考えた時に、もちろん一兆有事の際に全力を傾けて、そのことに対応することも大変なボランティアなんですけれども、やはりそういう消防団の現状としまして、そういう幹部の方々につきましても、そういう人探し、団員を募集することに対するの労力というのは本当に大変なことだと思います。これこそ日頃仕事を持ちながらの中で、そのことにまでどんだけ時間を本人が費やせるのかということは、大変個人個人の幹部の方が大変だと思いますけども、この大変さをやはり理解してあげて、町としてももう少しできる場面での協力、消防と町とのお話し合いというものたくさんあるんじゃないかと思えますけれども、その中で要望された協力体制というものがあるんでしたら積極的な中でやはり消防で、消防は消防のことだというようなことのないように、今、町長が言われたように十分な協力体制をとって一緒に、やはり最後は訓子府町のため、訓子府の災害なり、いろいろなことがあった時に活動しなければいけないのが消防団ですので、やはり町のためということがありますので、ぜひとも協力体制を惜しまず、話し合いをもった中でやっていただきたいと思っております。団員募集については、今すぐどうのこのじゃない、長い目で見た中でやっていかなければいけない問題ですので、ぜひとも協力をお願いしたいと思います。そのことについての関連になりますけども、2つ目の質問にございました「消防団協力事業所表示制度」のお話ですけども、このことにつきましては、北見消防組合の中では、北見消防団というのは、1事業所2名、端野消防団ではゼロ、常呂消防団は1事業所3名、留辺蘂消防団で7事業所15名、それで置戸消防団では10事業所33名、訓子府では先ほどお話ありましたように1事業所5名でございます。このことにつきましては、数字だけを見ますと、いや置戸町というのは、うちの町よりも小さい町の中で10事業所33名というのは非常に効率と言いますか、協力的な事業所が多いのかな。そういうような感じをすごくとったところでございます。その割には、北見の消防団は広い割には1事業所であるということで、ちょっとこれも意外だったんですけども、このことにつきましては、訓子府の消防団にこれは当てはめた時に1事業所5名ということで、1事業所というのは、皆さんおわかりだと思いますが、石灰のことだと思いますけれども、この事業につきましては、3名以上が3年間は団員となっていることというような最低条件があって、それであなたは協力的な事業所ですねというような表示がいただける。そういうようなことが現在のメリットと言いますか、いいところだと思うんですけども、訓子府町におきましても、この制度をもう少し活用させた中での消防団への登

用というものを考えたことはないのかと思っています。訓子府におきましても、まだ事業所といますか、いろいろな会社の中で地元で働いている方がいますし、それぞれの中で社会貢献事業的なことで、いろいろな協力をしていただいている事業所もあると思いますけれども、そういうものに匹敵するような、事業所表示制度じゃないかと思っていますので、こういうものに関して訓子府のいろいろな会社関係、小さいところ大きいところありますけれども、そういうようなところに、この制度を使った消防団への入団というのは、働きかけのお考えはありませんか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、消防団の協力事業所表示制度について、ご質問がございました。この制度につきましては、平成20年に北見地区消防組合のほうで11月に要綱を定めて実施しているというふうにお聞きしております。目的としましては、団の活動環境を整えるですとか、あるいはその事業所の社会的評価を高めるですとか、あるいは消防とのつながりをつくるかというようにことが挙げられるのかなというふうに思っております。要件としまして、先ほど3名と言われていたのかと思いますが、3年以上の団活動で従業員が2名以上いるという事業所を表示するものというふうになっております。今、町内の事業所等への働きかけと言いますか、その辺のご質問ございましたけれども、それについては、もしそういう制度の周知について、私どもでできることがあればやることについては特に問題はございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） もちろんそうですね、問題がないということでありありがとうございます。ただですね、この制度につきましては、そういうふうに総務省からのそういう体制の中でできていることですが、付属といますか、これは単純に3年間以上の団員の従業員が2名以上いればいいということですが、それで今現在それによって先ほども言ったんですけれども、与えられるものというのは、認定書みたいなものがありまして、それを会社に認定しますというようなことで、それがまた1つ会社にとっては非常に名誉なことなんだと思います。それについてはやはり今訓子府の消防団につきましても一生懸命そういう面での活動はしていると思うんですけれども、単純にこれはどちらが先なのかという話にもなるんですけれども、3年以上活動する団員が2名いたから、その施設に表示するということは1つ今現在あるのでしょうか、やはり逆に考えますとこういうメリットがありますので、3年以上団員を2名どうか消防団に入れてくれませんか、というような働きかけが私は今必要なんじゃないかなと。そういうことによって、そういうふうに、それに応えてくれる事業所というのも出てくるんじゃないかと思えます。ただもう1つ付け加えますとただその認定書といますか、そういうものがもらえる、認められるということは大変いいことなんですけれども、訓子府町独自にもう1つ、これは何かという言い方はちょっと私もピンとこないんですけども、本当にその制度、3年2名ぐらいやってくれたらもっと訓子府町としては、こういうようなさらに訓子府町からの感謝状を出しますよとか、金一封とは言いませんけども、何かやはりそういうことに対して協力してくれるものが、こういう条件ありますので、ぜひともこういうようなことで消防団に協力してもらえませんかというようにところまで考えた、もう1つ進んだ条件を付けたような中での、そこまでの勧誘と言いますか、この制度の利用ということ

は考えませんか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今の町独自のということも兼ねましてですけれども、議員ご存じのように、メリットというか、ここに入るやつのメリットという部分では、北見の消防本部ではまだ今後検討していくかたち、するというような方向ではありますけれども、全国的な例も含めていくと本当はこれ良いのかわかりませんが、税制上のメリットとか、そういうのがやっているところもあるということで、北見の消防では、そこまでまだ取り組んでないでしょうけれども、それに付加させて、本町は例えば表彰するとかという部分については、ほかの本部と相談して、ほかとの足並びというか、横並びじゃなければならぬ部分も確かにございますけれども、その本町独自の部分については、今後、本部ともほかのところとも協議しながら検討はしていきたいと思います。ただ、今、議員が言われている部分でいけば業務運営上の経済的なメリットという部分がどこまで配慮できるかという部分、国の制度の部分でできたことがありますので、それが税制上なのか、それとも何かをやる時の評価なのか、そういう部分というのは、ちょっとはっきりしたものはわかりませんが、その部分は本部とも確認しながらいきたい。それと先ほど言いました3年以上2名以上というような言葉、以上という言葉ついていますので、その部分でいくと現状的には、そのことの条件を具備してからという、この民間というか、これにのっかる事業所だと思えるんですけども、確かに余湖議員が言うように現時的な部分でいけば確約とは言いませんけども、今後、事業所において2年とか、そういう条件をクリアさせることを確約させるというか、そういう部分のことは、ちょっと検討に値することかもしれませんけども、一応話はしていきたいと思っています。今のところは以上となっている限りにおいては、これを基準としなければいけないというような考え方でおりますけれども、それはちょっと確認は方向性的にもどうしても団員を確保するという方向性のことが第一目的であるものですから、その部分については、本部ともちょっと協議をしていきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ありがとうございます。やはりこれだけ団員を探すために団が苦勞している現状を踏まえますと、やはりそういう意味での町としての協力を、町がプッシュできるというか、そういう協力ができるのは、今、副町長が言ってくれたような本当にどこまでできるのかわかりませんが、税制上のとか、表彰ですとか、顕彰ですとか、そういう面での協力というのは、やはりこれは消防団が同じことをやるのと、やはり訓子府町がやるのとは、やはりひとつ違うんじゃないかと思っておりますので、ぜひともそういう意味での町をあげての協力という面でやってもらうことが非常に大事なことじゃないかと思っておりますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思っております。ちなみにその事業所表示制度に対するメリットといいますか、そういうものについては、町独自でいろいろなものを考えてもらってもいいのではないかというのは、消防組合のほうでも言っていた話ですけども、そこら辺は、ぜひ組合ともお話の上、ぜひともいい方向でいい結果が得られるようなことをやっていただくようなことをお願いしたいと思います。

次に、3番目の消防団への福利厚生的な補助の現状ということで、今後どのようなことをお考えかということでお尋ねした問題につきまして、これについては、私もよその消防

団のことについては、簡単に資料とかをとらせてもらいまして、見せていただいたんですけども、これは町から80万円、今年については87万円というお金が出るというのは、金額からいきますと大変訓子府町というのは消防団に対して大きなお金をそういう意味では出しているというのはよくわかりました。北見市は消防団員200数十人いますけど、そんなに出てませんし、置戸町も100人クラスの団員がいますけども、補助金として出しているのは半分ぐらいしか出てませんが現状でしたので、そういう意味では、金額的にいきますと訓子府町もがんばってくれているんだなということを再度確認させていただいた状態なんですけども、ただこの数字が全部網羅できているのかどうなのかということになると多少の問題がある場面もあるのかと思います。訓子府町の場合は、ご存じだと思いますけども、互助会という、そういう制度の中で、そういう福利厚生とか、一般的な団員に関するものというのはやっているんですけども、町から実際に80数万円のお金が出まして、さらにこれは団員はもちろん自分たちの会費を消防団の年報酬というのが、出ても出なくてもという言い方はおかしいのでしょうか、年間の基本給みたいなものが1万4、5千円だと思いますけども、その中から1万円をその互助会のほうに積み立てている訳です。ですから訓子府町でしたら、町からの補助が80数万円、それと団員のお金が80数万円ということで、170、80万円の会計の中で福利厚生的なことをやっている訳なんですけども、これは数字的には、よその市町村に比べると大きいのは現状ですけども、ただやはり訓子府町がこういう面では手厚くさせていただいているというのはわかるんですが、この内容につきまして、今後どういう検討になるのかわかりませんが、やはりこの面につきましてこれは支署と消防団との話し合いの中なのか、消防団と町との話し合いの中でいっているのかわかりませんが、私も数十年消防にいますので、昔は道外研修とか、車の免許、消防として必要なんで大型の免許を何年以上消防でがんばっていると取らせてくれたとか、そういうような福利厚生的な、そういうものがあつたんですけども、そういう面は予算的な措置の中でなくなっちゃたのかなというような感じをもっているんですけども、こちら辺のことが消防団にとって、どれだけ大事なのかという話をしますと、やはり消防団員が消防団に入っているということは、先ほども言いましたように本当に四六時中サイレンが鳴った時にはというような意識の中で、本当に気にしながら日常生活を送っている訳なんですけども、やはりそういう団員各位に対して、やはりやっていることに対するメリットというか、それをメリットと言えばメリットなんですけど、ご褒美といえばご褒美でいいんだと思うんですけども、やはりそれに対するボランティアに対する報酬というのはあってもおかしくはないのかな。それがこの福利厚生的な会計の中で行われる訳なんですけども、やはりそういう面につきましてのさらなる充実と言いますか、もしくは、これは消防団がどう取りまとめるのか、ちょっとわかりませんが、やはり今、予算的なこの80万円という数字が多いのか少ないのかということは別としまして、さらにまだ消防団としてはこういうことがあると消防団員になっている者にとってメリットがあつて、消防団員のなり手がこういうことで増えるんじゃないのかなというような、具体例はあまりないんですけど、そういうような要望があつた時には、町としては、消防団に対してはもっとそういうことは考える余地があるんじゃないか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今年もそうでしたけれども固定の80万円とは言いませんが、例年の事業に対しての80万円プラス7万円でしたか、今年確か多くしたんですけれども、それは消防団として、互助会としての独自の事業を展開するという意味で予算の中で査定を行わせていただきまして、足していただいたという部分がございますけれども、そういうことで考えれば必ずしも80万円を割るかどうかということも確かにありますけれども、通常の時以外にあるような事業とかイベントとか、そういうものが互助会の中であるようなことがあれば、その部分はその都度、その年の予算の中で判断させていただくから、今からその分を単純に上乗せするというかたちにはならないだろうというふうには考えてございます。それと先ほど余湖議員ご存じのように消防団の年間報酬とか1回の出動のやつというのは、条例で決まっていますから、うちの独自で足すとかということには足並みを揃える意味からできないということがあります。こと互助会だけのことに関しては、その都度の事業で新しい展開とか必要性がある段階については判断させていただいて、検討させていただくということしか今はお答えできないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） まったくそうだと思いますけども、まったくそうと言うのは、現在の段階では、そういうようなことで何かがあれば、今回も7万円が上乗せというように、あるのはよくわかります。そういう面では、本当に非常に理解してくれているんだと思いますけど、そういう面で行きますと今後も消防団との話し合いを密な中で持っていて、本当に協力できる体制については、ほかのこと以上に理解を示して、やはり消防団が運営しやすいような方法に対して協力してあげてほしいというのが一番の願いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4つ目の今後の役場職員の活用についてということで、これはそちらでご指摘いただいたように、職員の入団という意味合いでお願い、今後どう考えるのかということで、質問させていただきました。このことについては、私がこのことを質問しようということの中で考えた中で、いろいろ調べた中では、インターネットにもものっていたんですけども、総務省の中で、新聞にも4、5日前の新聞にもありましたように、町職員というか、公務員の消防団入団を総務省としては、推し進めてほしいと、そういうようなことが載っていましたよね。それについては、方法的なことは各町村の裁量の中じゃないかと思えますけども、そういうようなことに漠然とそういう新聞報道、インターネット報道とかがありますけども、それについては、ご存じでしたか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 今、ご質問があった件につきましては、地方公務員法の35条、職務専念義務が課せられております。その件だと思っておりますけれども、この中で職員については、職務に専念しなければならないという内容の規定でございます。これについては、町長が、任命権者の裁量で免除が可能だということでございます。この職務専念義務免除というのは、どんなことでも免除するというものではなくて、例えば、研修を受けるですとか、あるいは裁判所なんかの取り調べですとか、そういったようなことが免除の対象になっております。本町の条例の場合、町長が特に認める場合という規定がございます。その点で言いますと、例えば、消防に入団しまして団活動をするとか、そういった面

については、裁量の余地があるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） この間の新聞に載っていたやつをちょっと読ませていただきます。消防団員の確保支援、防災力強化法を成立することで減少傾向が続く消防団員を確保するための支援策を盛り込んだ地域防災力充実強化法が5日参議院本会議で可決成立した。首都直下地震や南海トラフ等巨大地震といった大規模災害に備え、地域防災の中核を担う消防団活動を強化する狙いがある。強化法は国や自治体に対し、兼職が制限されている公務員の入団を職務に支障がない限り認めることを義務付けた。企業や団体には、消防団活動で仕事を休んだ職員に解雇など、不利益な扱いをしないよう要請、大学には入団した学生への配慮を促している。これは、この法律というのは、別に公務員の入団を自由にするという意味でないというのは読んでいてもわかりますけども、ただ全国でも数万人の公務員が消防団員として活動しているというような現状もございますし、これだけやはり訓子府町におきましても消防団員不足の中で悩んでいます。この不足の中でということなんですけど、訓子府の場合、先ほど言いましたように105人の定員の中で80数名の団員で不足であるというのが現状なものですから、やはりこの105名という定員が、やはりこれから一兆有事、大きな災害が何かあった時には、必要な人数としての定員ということになっていますので、やはり最低その人数に近いだけの消防団員としての組織が備えておくのが、やはりベストではないかと思えます。やはりその中で先ほどもお話いただいたように協力事業所表示制度とか、そういうものも活用した中で増やしていかなければならない面もありますが、やはり今こういうふうに国自体も公務員の消防団員としての登録の必要性というものを強く訴えている中では、やはり訓子府町としてもそういう面で、確かに訓子府町の場合は、ぎりぎりの人数で公務をしているという現状もあるのもわかります。それから先ほどの説明の中にもありましたように、何かあった時には、町長を頭として、そういう町の中の仕組みの中で、いろいろな職員すべてがそういうメンバーの中で1つ欠けても困るんだというような体制をとっているということもわかる中で、5人も10人もという話ではなくて、やはり2人、3人の消防団員としての、ずっと入っていればとか、強制的とかというようなことにはならないと思えますけれども、やはり研修の一部としても消防団活動を身に付けるということは、公務員として、今後やっていく上でも必要というか、あってもいいようなことじゃないかと思えますし、やはり体制が世の中の体制がこういうふうに変ってきている中で訓子府町職員のこれから入ってくる若い人でもいいですし、先ほど言いました組織図の隅っこのほうにいるような人をやはり消防団員として活動していくという意味は非常にあるんじゃないかと思えますが、そこら辺、再度お答えをお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 1回目の答弁の中でもお答えしておりました、また今、議員の中の言葉にございましたけれども、新聞の報道の中にも確かにあったと思うのですが、その共通する部分でいきますと、総務省がその方向性を出しているということありますけども、最後まで出てくるのはやはり強制しないという言葉が出てきていると思うんです。その新聞の報道を読んだ限りにおいても一言も出てないですけども、強制するという言葉は出てないと思うんですけども、それは根本にあるんですけども、もし、任意のかた

ちで職員が消防団員に加入するとすれば、それに対する職場としての責任、役場としての責任として総務課長が言いました義務免とか、それらを活用して、その分にあてようという、理解しようというような考え方のもとで、あくまでも法制度、公務員としての法制度の部分でいくと職務に当たるという部分でいけば大きな壁になっている部分がございますので、役場の職員に入ったからすぐに消防団員になれるというような感じの法制はなかなか取り崩せないと思いますけれども、今の時点では、任意で入る部分については、職場としてもバックアップという意味でいけば、その休みを休んだとか有休使うということじゃなくて義務免で扱いするというようなことの扱いをしていこうかというようなことしか言えないんですが、うちのほうではあくまでも強制的に消防団員になりなさいということは職務上はできないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） それは、まったく今の流れの中では、そういうことで何回も聞いている話です。ですから、これはやはりある例の話でいきますと新規で若い職員を採用した時に3年なら3年間限定で消防団員になってみなさいと。その中で勉強する。もちろん強制じゃなくて、本人がそれでいいよという話になれば、そういう中で研修してくれることもいいことじゃないか。ただし、今、副町長言いましたように、それが出た時には義務免の範囲なのか、それから補償についてはどうなるのか、それから報酬についてはどうなるのかということは、もちろん地方公務員の中の法律というのがあると思いますけれども、そういう面でのやはり町としての特別扱いと言いますか、私は専門的にはわかんないんですけれども、そういう面での配慮はしていただかなければいけないと思います。もちろんそういう配慮がなければ、もちろんこうやって仕事を持った中で、消防団員も仕事を持った中でやっていますけれども、個人事業者とこういう組織の中で働く公務員の方とは違いますけれども、やはりそういう公務員の方にもなっていたきたいという話の中では、そういう職場の理解と言いますか、町長の理解と言いますか、そういう面はなければできないのはもちろんでございますので、やはりそういうような、やはりそういう話があった時にじゃあ僕がやってみますというような、そういう若い職員が出た時に、いいですよと言った時に、やはりそれに対する先ほど副町長が言った条件緩和だけではなくて、さらなるものを望まなければできないと思うんですけれども、そこら辺は、そういう有望な若者が出てきた時には、可能なものでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 同じことの繰り返しになるかもしれませんが、先ほど大きな壁という言葉を使ったと思うんですけれども、その大きなものとしましては、例えば、もしかという話ですけども、もし死んだとか、大けがをしたとかというような状況になれば、今の我々もそうですけれども、公務員の公務災害補償という部分で対応していくんですけれども、それで公務員がそれに該当する、我々はそれに該当するためには何が必要かというと本来の自分の業務から外れるということについては、ひどく厳しく厳格に定められている部分があって、例えば、消防団に限らず、公務以外のことで、例えば地域の運動会に出て、運動会でけがして死ぬことはないでしょうけれども、もしそういうような本来の業務でないことをやって、けがして死んだとかという部分があれば、公務災害の対象にならないということになるんですね。そうすると今まである補償というのは全部がだめ

になる。要するに個人が勝手にやったことでしょと。それが難しいのは、例えそれが町の業務命令であっても適用されないケースというのが今の状況になり得る。ただ全国一般的な災害のケースというのは、田舎に行けば行くほど住民に近いという部分があって、やらざるを得ないところがあるんですけれども、原則の壁としては、そういうことがあるから、消防についてもそれと同じような状況になる。つまり職員としては、消防団に入って災害に行った時に大きなけがをした場合については、職員としての福利厚生といいますか、そういう部分の該当にはならないというのが大きな壁だということ。そういうことがあるばかりに強制はできないということが大きな壁になっているという、いずれにしても、消防団に任意で職員が入るとなれば、そういう法的なものを町の裁量でできる部分、例えば、義務免の扱いにするとか、出たらすぐに行きなさいとか、そういうことについては、十分な努力は可能だというふうに考えておりますけれども、こと生命に関するとか、そういう部分については、あり得ますよということをご理解いただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ちょっとご理解ができないんですね私はそれはね。公務員に関する法律がどこまでどうなのかというのは、ちょっと本当にわからなくて申し訳ないんですけど、我々個人が消防団に入っていて、火事を消しに行くと、そこで死んじゃったら、消防からは何ぼかの保険に入っていますから、それが出るでしょうけど、その後については、やはり自分の職場の責任ですので、私は個人ですから個人商店でかけていた保険が下りるか下りないかのそんな感じです。ですから今、役場の職員の方は仮に、立場上なんでしょうけど、役場職員けれども、気持ちがあるなら研修として消防団員になっておいでと。そういった場合に、消防団にも協力してやってくれといった場合に、それは役場のほうの公務員のほうの裁量の中で、それがもしか消防団の火事を消しに行ったからけがをした、不幸にも亡くなったという時には、公務員としての扱いというのは、できないという、そこら辺の裁量というのは絶対無理だという意味ですか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） これはもしかのことをあまり考えても前に進みませんけれども、もしかという部分のことを考えると我々が今受けている公務災害補償の対象にはならないということを言っているだけです。そのことだけなんです。それは法律的に厳格に決められているものですから、そういう部分では、そういうことがあるもんだからできないということを言っているだけで、全部が全部のことで町村で決めて自治体で決めて何でもできるのではないかということにはならない。また、採用する時点で、うちの業務の中で、その部分の業種を決めて採用するという、一般行政職であるんですけども、保健師とかいろいろ専門職ありますけれども、そういうことで、業種を決めて採用している中でほかのことをできないということも原則的にはございますので、そういう部分でいきますと、そういうことの業務の本来の役場の業務以外の部分については、公務災害の対象にはならないという、そういう意味合いの考え方です。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） なんでそんな危ないことを総務省はするんでしょうね。総務省は消防団員になってくださいと。地方公務員になってくださいというじゃないですか、それはそこには、そういうもしかしたらそういう時には対処できない壁があるんだけれども

なりなさいと言っているんですか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） そういうような考え方を言っているのではなくて、強制する時の理由の強制はできないということを言っているだけで、例えば、消防団員でけがした場合については、消防団員としての公務災害に入っていますよね、災害補償、それはその適用になる。我々の公務災害の適用ではないということを言っているだけで、そういう話です。危ないことをやれとかという意味ではないです。例えば、警察ですとか、消防署員もそうですけども、それはその職種の専門職として入っている訳ですから、そこはそのほうの公務災害の補償になっている。我々はそういう一般行政とか、そういう部分の公務災害の適用になっているという意味あいの部分で、危ないことをやれとか、そういうことを総務省が進めている訳じゃないですから、どっちにしても補償の部分については、それぞれの消防団員だって、まったくボランティアのかたちでやろうとしても公務災害というか、消防のほうの団員のほうの災害補償の対象にならないという意味じゃないですから、そっちのほうに移行しますよということを言っているのです。そのことを例えば職員にあなたは理解して入りますかということを言っている訳ですから、それがあっても入りなさいということを強制できないということを言っているだけなんです。制度的にはです。そういう意味です。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 本当に素人みたいなことを聞いて申し訳ございませんが、どうなんですか。その公務員のそういう災害制度と俗に言う消防団員になった時の災害制度の補償制度の違いというのは、かなり大きなものがあるのでしょうか。

それともう一つ、今言いましたように職員が町からの研修というのは名目のもとに3年間ぐらい消防団員になって行ってきますという方がいたとしたら、そういう人に対しての実際に何かなった時の違いというのは、どうでしょうか。わかるなら教えてください。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 補償の部分の違いというのは、そうそう大きなものではないと思います。ただ身分的には、我々というのは公務員、国家公務員もそうですけども、あと残り地方公務員の部分についても、そっち側の適用、ほかにも補償の、多分自治体としての事業主というか、自治体としての補償の部分というのは、仕事の場合はあるでしょうけども、その場合にはないという差は出てくるでしょうけども、細かく数字的にはわかりませんが、公務災害の補償という部分、消防団員もそうですけど、それは病気になった時にわかると思うんですけども、そんなにそんなに大きな差はないとは思っています。もしかの時ですよ、もしかの時。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） わかりました。そんなに差がないなら、やっぱりなってもらいべきですね。志のある若者には、やはり、そういう理解、町幹部の理解のもとにやはりなってもらって、社会勉強もしてもらい。消防団のいいところ悪いところも見てもらい。そういうようなことの必要性は、やはりあるんじゃないかなと思いますので、その程度で、そのことについては、いいなと思います。

今回、この問題だけの質問ですので、かつてないぐらい時間を余して質問をやめようと

思うんですけども。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 先に町長より私が、今ちょっと誤解されてもらっては困るんで、もう一回確認の意味で言いますけども、消防団員と、要するにけがした時を考えてもらおうといいんですけど、重篤な、死亡もそうですけども、そういう場合については、補償としての大きな差はないでしょうと言っているだけで、自治体としての責任としての部分の補償類というのは、損害賠償も含めて、もしかかなれば、そういうことの差は出てきますよという話。公務災害に出てくる例えば保険の医療費が出てくるとか、そういう部分の差はそうないでしょうという話をしているだけで、地方自治体、国家公務員とか地方公務員の部分の自治体としての責任の部分のことは、また別の話ですよという話です。そういう話ですから、ただ、病気のけがの部分だけが差がないならいいじゃないかというスタンス、そういうことを言っている訳じゃないですから。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最終の答弁をさせていただきます。前回の議会で西山議員のこれに関連する質問をいただきました。私は自警消防団、戦前の自警消防団から発展して、戦後、自主的に地域の防災を地域住民の力で形成していくんだと立ち上がってきた100年の歴史を持つ消防団と我々の立場というのは、もちろん違います。ですから、基本的には消防団が自発的に自主的に団員の確保や拡大に努めるべきだと。これを私は答弁の起承にさせていただきます。同時にこのことが何ら変わりはありませんけども、じゃあ我々はただ眺めていればいいのかという問題については、また別の問題があるということでありまして。例えば、今、総務大臣、消防庁長官からも文章が入りました。それから11月に入って新藤総務大臣からも私宛に文章が入って、今、余湖議員が言われたことについて、積極的に公務員が消防団員になれ、なってほしいと。ほしいだね。それは例えば地方公務員で、全国で6万人消防団に入っている現実的に、それから、地方公務員の消防団入団促進の取り組みとして、新規採用職員が研修の一環として年限を区切って入団しているという例も多くはないけどあると。その点では、もっと積極的に総務大臣としては、地方自治体の職員に消防団に入団していただきたいという要請であります。しかしこれは強制を伴う依頼ではないというのは余湖議員もご存じのとおりであります。ですから、私も先般、団の幹部の方ともお話をさせていただきましたけれども、我々もそういうお互いの立場の自主自立的な立場を尊重しあいながらお互いに連携しあう。その点でいくと例えば、法的な範囲の中で職員が消防団に入団したい。こういったことは積極的に私は妨げるものではない。ただし、状況や団に入るということは、団長の指揮下に入るということですから、私の指揮下という、ただその辺でいくと災害の場合には、大変難しい問題があるだろう。しかし、日常的には、団長の指揮下に入ります。東日本大震災を見てください。消防団員が死にました。役場の職員も死にました。その時に消防団員のあまりにも待遇、補償が少なすぎる。だから、これは共済も含めて非常に改善されて、もっと消防団員が入りやすいような、あるいは補償も含めてちゃんとした状況をつくっていきましょうということが、今回の流れでありますし、そして、全国的に不足する消防団員の不足については、何とか役場のほうでもご理解いただきたいと。私は職務専念義務を解除と言いましたが、免除するという事の中で職員が志を高く消防団を経験したい。やりたいという方があったら私は

喜んで肩をはたきます。これはこの間の団の幹部の方にも申し上げましたし、ここはこれからそこをやっていききたい。

それから、先ほどの質問の中で、事業所の問題がありました。例えば、税制の免除をしたらいんじゃないかと。いろいろなことありました。私は消防団に企業の職員が入らないというのは、そういうことではない。もっと浸透していかなければいけないんじゃないだろうか。これは、ある意味では、私自身の反省もありますけれども、今、うちでいうと訓子府石灰工業株式会社が入っているのかな、例えば、大きい職場があります。改めて私も含めて団と一緒に各企業に要請していくということをもっと積極的にやらなきゃいけないというのは、私の姿勢でありますから、これからは、ある意味では、今さまざまな問題を出していただきましたけれども、それらを克服して団の拡大に努めていききたい。それから、消防長官の文章の中には、いろいろ書いてございます。これは6月の文章ですけども、例えば、消防を退職した職員、うちの方は団に入っている方はいないと思うんですよ。この方にも積極的に入ってくださいとこれは団も私も含めて言わなきゃならないだろう。それから大学生であります。北見工大に行っている子どもたちにぜひ入ってほしいということも積極的にやってほしいということを行っていますから、改めて、団と行政が一緒になって団の拡大のために努力するということが、今、一番求められていることではないかなと思いますので、この点は、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 残り1分です。

余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 最後に町長から前向きな発言をたくさんいただきましたので、大変うれしく思っています。本当に何がボランティアなのかという話でいきますと本当にそういう面でのボランティアという大変さは消防というのはあるんだと思います。そのところをわかっていただいて、皆さんは公務員の中で公務員としての仕事をしてのそういう対応でいいんですけれども、やはり消防団の方というのは、本当に仕事を持った中で、あまった時間をじゃなくて、その時間を切り裂いて消防業務に専念しているということもありますので、その部分は、ほかのものと違った中での十分な協力体制をとっていただいて、いい消防、いざとなった時、本当に昨日からの話の中で震災だなんだ、何かあった時に消防団のマンパワーという必要性というのは十二分にありますので、そのことを踏まえた中で協力して、いい消防団ができるように協力してやってほしいと思います。

今日は本当にありがとうございました。以上で終わります。

○議長（橋本憲治君） 10番、余湖龍三君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は、終了いたしました。会議時間が相当残っております。議会運営委員長から委員会の報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしております。

この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで、昼食のため休憩に入りたいと思います。

午後1時から議会再開いたしますので、ご参集願いたいと思います。

ご苦労様でございました。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長(橋本憲治君) それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第57号、議案第59号

○議長(橋本憲治君) これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第57号、議案第59号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき、2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第57号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番(河端芳恵君) 8番、河端です。何点か伺います。

まず、7ページ、上段にあります温泉保養センターの修繕料ですが、9月で補正83万7千円でサウナ室の天井などをやっておりますが、今回のは同じようにサウナ室の劣化、換気扇ということですが、この内容について、もう一度伺います。

同じく、7ページの下段、農業振興費の中の農業後継者育成事業の補助金、これは、JAきたみらいの海外研修にかかる2名のところが増員ということで伺いましたが、いつ、どこへ、どのような目的で行かれるのか伺います。

8ページ、一番上段の経営体育成支援事業、1,439万1千円ですが、これは人・農地プランということで、7個人、1法人ということで伺いましたが、具体的な内容、それとこれに要件ですか、これを受ける要件というのがありましたら教えてください。

以上です。

○議長(橋本憲治君) 農林商工課長。

○農林商工課長(村口鉄哉君) まず、1点目、7ページ、上段にあります3目、温泉保養センター費、11節の修繕料であります。内容でありますけども、今、議員からお話がありました1つ目には、サウナ室前の換気扇の修繕費であります。これが14万6,412円、この換気扇については、常時、24時間回るといような動き方のする換気扇ということであります。もう1つについては、浴槽の温度を測る温度計自体が壊れておりましたので、かなりの苦情が来たということで、今回一緒に修繕するというので、项目的には2つの項目であります。もう1つは、すいません金額を言っておりません。温度計につ

いては、24万1,500円ということで、合計で38万円7,912円であります。

2点目の7ページ、下段にあります農業後継者育成事業の具体的な、いつ、どこで、目的はということでご質問をいただきました。

まず、目的についてでありますけども、海外、場所については、ヨーロッパの中のドイツとフランスということで、内容については、農業の関係の施設の視察ということであり、研修日時については、11月14日から19日の8泊9日ということで、4名の町内の若者が行っております。

次に、8ページ、農業振興費、経営体育成事業の1団体、7個人でありますか、具体的な内容と要件ということであります。この補助制度については、基本としまして法人、それから、新規就農者、女性の経営者の中から地区から要望がありましたものを優先として、機械を導入しております。補助率は10分の3で、1法人、7個人ということで、その内容については、例えば、トラクター、それから、ビニールハウス、玉ねぎ移植機、あともろもろでありますけども、そういう機械と施設の補助制度となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。少しお願ひします。

まず、6ページの一番上、財産管理費の中の町有施設維持管理費、20万円というのがありますけども、これは説明では、職員住宅、教員住宅というようなお話があったんですけども、これは今入っている住宅なのか、空いている住宅を整備して貸すのかとか、そこら辺のところを少しお願ひいたします。

それと7ページの今、説明がありました温泉保養センターの換気扇の取り替えのことなんですけども、9月の補正でしたか、前に全員協議会か何かで天井の修理についての説明があったんですけども、その時に、その換気扇の話も出たと思うんですけども、その時は建物の構造上の問題で、すごい莫大なお金がかかるのでというお話があって、次年度に大きな修理をというようなお話があったと思うんですけど、あの時の会議の話の続きは、あれからないので、ちょっと説明がないと思うんですけども、ここで14万2千円で換気扇だけを替えるということは、あの時言っていたほどの効果がきちんとあるのか。ずいぶん金額、話が違うんじゃないかなと思ったものですから、その確認をお願ひいたします。

それともう1つ、7ページの一番下最後、農業後継者育成事業のお話ですけども、これは前段2名で予算をみていて、それが2名増えて4名でというようなお話ですけども、これは訓子府だけで4名なのか、それともう1つは、2名が4名というような、そういう人数の上限というのは、その時その時で変わってくるのか。そこら辺の取り扱いについてお願ひします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書6ページの財産管理費にあります町有施設維持管理費の修繕料、今回20万円ということで、当初60万円の予算が80万円になるということですのでございます。増額の内訳ですけども、日出の教員住宅1戸の床の張り替えですと

か、畳の表替えということで、10万円を見込んでございます。これにつきましては、既に空いているところの住宅だということでございます。残りの10万円については、一般修繕ということで、ストーブですとか、ボイラー等の修繕ということでございます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 7ページ、同じく、温泉保養センターの運営の関係の換気扇の説明を補足としてさせていただきます。議員の方々に説明させていただいた時については、電気系統自体が建物の中から考えておりましたので、基本的な部分でシステムを考えますと多額の費用がかかるということで、その時点で考えておりました。10月中旬に保養センター自体のすべての建物について点検させていただいて、一番適切で、もしくはお金的にかからない部分ということで、技術的な指導もいただきまして最終的なこのような金額になったということであります。このシステムについては、中からの配線が不可能ということで、外側にあります外部のコンセントから電線を引っ張ってきて直接換気扇につながる方法ということでやっております。建物的にも、かなりドアとか修繕する場合の費用も考えますと換気扇のみを24時間体制の換気扇をつくったほうが少額だということで考えております。

2つ目の同じく、7ページの下段にあります農業後継者育成事業の、まずは2名から4名であります。その中で、ほかの研修者はいないのかということではありますが、訓子府のみで4名でJAきたみらいとしては17名ということの研修団ということで出てきております。

それと当初予算と今回の補正で2名が4名ということでもありますけども、通年2名で当初予算を組ませていただいて、実績で2名の中であれば、その中で処理をさせていただきますし、増えてくれば追加で補正でということ現在進めさせていただいています。

よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。1つだけ、9ページの住宅管理費について、質問いたします。前段の説明の中では、町営住宅の関係なのですが、日出のほうの灯油漏れというお話が説明の中であったかというふうにあります。この灯油漏れ、被害の状況とか、その実態がどうだったのか、ちょっとお聞かせ願いたいということとあわせてほかの町営住宅等の灯油漏れという問題というのは、いろいろな意味で、深刻なことも引き起こしかねないということも含めて、その状況をどのようにほかの住宅について見ているのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書9ページ、住宅管理費の中の修繕料についてのお尋ねでございます。そのうちのということで、副町長の説明の中でありました灯油漏れのことに関してでございます。実は、灯油漏れに関しましては、トイレの下の配管のつなぎ部分からの漏れだったということでございまして、原因はということになりますと、相当昔の状態から今まで何人か入居替えをされているんですけども、少なくとも今回住まわっていた方については、原因者ではない。それ以前の方に若干原因としてはあるのかと思うのですけれども、原因者を特定できないということで、町のほうで負担させていただいたもの

であります。最終的には、日出の下水道の農業集落排水の処理場のほうで発見して、そこで食い止めたということで、常呂川等の流出はなかったということで、大事には至ってございません。今回、補正させていただくのは、そのうちの本当の修繕料120万円の中の一部ということで、日出の油漏れに関しては、12万6千円ほどの費用がかかってございます。配管の修理から土砂の排出、それと一応床をはがしての修繕ということになりますので、内部的な改修ということで12万6千円がかかってございます。

あと同様の、今回は配管の関係でしたけれども、一般的には、灯油タンクからの油漏れというのですか、ストレーナーというのですか、けっこうあるのがストレーナーからの漏れというのが出てきてございます。発見した都度すぐ対応しているところですけど、その機会に一般の公営住宅の入居者の方にも、そういったことの点検をお知らせする、あるいは業者さんと連携をとりながら、発見次第連絡いただくような体制は整えてございます。○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。6ページをお願いいたします。統計調査の関係でちょっと関連してお聞きしたいのですけれども、私が携わっていた頃には、訓子府に何十人と各部落にいたんですけれども、現在、大分縮小されているんですが、今回、3万8千円の件について、関連して聞きますが、現在、指導員、調査員の数を教えてください。

それから、8ページ、中ほどにあります農業交流センターの今回の33万6千円のボイラーの修理費ということで伺ったんですけれども、その修理費の内容について、少し詳しく説明をお願いいたします。経過年数と故障の状況などについてお願いいたします。

それから、次に、9ページです。ただいま、一番上段の住宅の管理費のことで町住の管理費のことで工藤議員から油のことがありましたけれども、130万円の中に穂波団地で落雷が落ちて、その対応というふうに私は聞いたんですけれども、これは町営住宅というのは、いわゆる、そのことが今あるかどうかわかりませんが、避雷針というか、雷対応というのはできてないのか、通常の雷で町営住宅に落ちるとというのが、ちょっと考えられないんですけれども、その状況として、どういう状況で落ちたのか、それと雷に対するそういうものというのはできたのか、あの程度の雷で今後も落ちる可能性というのがあるのかどうかも含めて、その状況をちょっと教えていただきたいと思います。

同じページの一番下段にあります図書館費の中で、私もあまり図書館に行かないんですけれども、周りの話を聞きますと、長い間その職場に慣れていた職員で非常に対応も好評だった人だということを聞いたんですけれども、何らかの事情で退職された。それはやむを得ないんですけれども、臨時職員の今替わりに入っていることでの63万2千円とこのことなんですけれども、その職員の対応、どれぐらいの期間の雇用と言いますか、そういうことになるのか、それと賃金の雇用条件などについて教えてほしいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、議案書6ページの統計調査の部分で関連して調査員の人数の関係でご質問ございました。今年度の調査につきましては、住宅土地統計調査と工業統計調査、2つの調査を実施してございます。住宅土地統計調査につきましては、指導員が1名、調査員が3名、それと工業統計調査につきましては、調査員が1名と

いうこととおさえております。なお、大々的にやる国勢調査等々については、その調査用の指導員、調査員等々がおりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 8ページ、6款、1項、6目の農業交流センターの管理運営費の修繕費、ボイラーの修繕ということの詳細な内容であります。ボイラーを制御しています電気系統の基盤がございます。その基盤が壊れたということで、そっくり基盤を替えた費用ということであります。経過年数については、14年ということでありまして、よろしくお願ひします。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書9ページになりますけれども、住宅管理費の一番下にあります修繕料の関係で、今回、穂波団地に落雷が落ちたことに対する修繕料のことについてお尋ねをいただきました。避雷針がまず付いているのかということにつきましては、避雷針は付いてございません。一般的には、あの程度の建物には付けていないというのが現状で、町内で言えば、居武士小学校のところに前回落雷が落ちた時に付けているというのが現状でございます。それで今回の落雷なんですけれども、公営住宅、穂波団地だけでなく、近隣の住宅でも相当落雷して被害が出ています。そのほかに、実践会地域、高園も含めて、あちこちで落雷が落ちて結構修繕が発生しているというような状況を聞いておりますので、全町的な落雷だということで、ご理解をいただきたいと思ひます。参考までに、この落雷に要した費用でございますけれども、落雷が落ちて被害が出たのはガスの給湯器と穂波団地のテレビのブースターが壊れてしまったということで、その修繕として、総額で申しますと11万3千円、今回120万円の予算を上げておりますけれども、そのうちの11万3千円だということでございます。

○議長（橋本憲治君） 図書館長。

○図書館長（三好寿一郎君） 9ページ、一番下にあります図書館費の賃金関係ですけれども、雇用期間等を含めます条件はというご質問です。まず、雇用期間に関しましては、本年9月から来年3月までの7カ月間、それから、賃金につきましては、日額単価6千円、それから、図書館の場合、隔週で土曜日の勤務がございます。この場合につきましては、時給での支給ということで、時給単価774円、それから、勤務時間ですけれども平日は9時15分から午後6時まで、土曜日に関しましては、午前9時15分から午後3時まで、それから、手当等につきましては、該当するものはございません。それから、休暇につきましては、7カ月間の110日間の雇用ということで、週4日以内の雇用という条件にはまりますので、有給休暇につきましては3日間、あと特別休暇、これにつきましては、1の年において5日間ということですので、5日間の特別休暇を付与いたしております。それから労働保険、これにつきましては、雇用保険と労災の適用となります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 9ページの穂波団地の落雷の件で、ちょっと気になるんですけれども、この程度ではというのは住宅の高さというか規模のことを言っているのだと思ひますけれども、私の記憶では、盛んに今、天気予報が正確なのか、無駄に親切なのかわかり

ませんけれども、雷注意報が盛んに出る割には少なかったと思っていますけれども、今後こういうこともあり得ると思うんですけれども、今回、器具だけの被害で済んだんですけれども、町営住宅でもし人為的な事故があった場合には、当然町が何らかのかたちをとると思うんですけれども、今後の対応については、めったにないからこのままいくというような、そういう考え方なのか、対応するのか、ちょっとその辺の考え方を聞かせてください。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書9ページの穂波団地の修繕の関係で落雷のことですけれども、基本的には、例えば、必ず、機器、設備にはヒューズが付いていますので、落雷の時は、まず、ヒューズが落ちるなり、今回は、テレビのブースターですけれども、そういう本当の末端の機器のところで、多分、電気は遮断されますので、多分そんな通常、火災だとか、そういったことには発展しがたいのかなという気はいたしています。ただちょっと絶対大丈夫だというような言い方はちょっとできないですけれども、いろいろな建物関係、今も公営住宅なんか建設中なんですけれども、そういった要素というか、付けなさいだとか、そういう指導的なものも一切ないのが現状でして、今回のことで言えば、一般住宅でさえ、あれだけ大きな被害が出ているところも耳にしていますので、そういった意味では、今回よりも大きな被害が出るという可能性のことを考えると、今後、新たに何らかの避雷針を付けるだとか、そういったところまでは考えてはいないというような、特に内部的な打ち合わせを一切していないんですけど、私のほうで考えているところです。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。8ページの関係であります。農林水産費、農業費の関係でありますけれども、5目の農業基盤整備事業で294万7千円、これがマイナスということでなっております。この件については、日出、若富の関係で、説明の中では道の予算が付かないということで、工事が伸びているということでもありますけれども、実際に毎回何かこうやって出てくると工事が実現するのかという疑問も持ってしまう訳ですけれども、この辺の見通しについて、説明をいただければと思います。

それと8款の土木費の関係であります。説明の中では、異常気象による補修増によって予算計上増額ということでもあります。相当量の補修工事があるというふうに耳にしております。現実に今年度発生した補修を必要とする状況がこれで完全に対応できたのかどうか、もし、次年度に補修の先送りをするというのであれば、どの程度の先送りになるのか、件数並びに予算等についても、もし推計できるのであれば、お示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 8ページの農業基盤整備事業費の繰出金の関係でございますが、道道の工事の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきますが、一応、今年については、当初、若富工区、それから、日出工区ともに道路工事实施ということで、昨年暮れ以降、網走開発建設管理部ですか、それと協議をさせていただきながら予算計上させていただいたんですけれども、実際には、網走開発建設管理部のほう

から今年度の予算計上がなされなかったということで、日出に関してはゼロ、それから若富工区に関しては340mほどを予定していた工事が、実際には、横断側溝の工事、それと道路舗装の工事のみということで、全線的にできないという回答がございまして、それに対しまして下水道の公共柵移設等のマンホール調整の工事を今回断念したということでございます。それから、来年度以降の見通しに関しましても、建設管理部のほうと担当者と打ち合わせをさせていただいておりますが、今のところ来年に関しては、予算要求をして予算を付けていただくというような回答はいただいております。それから町長のほうも、この工事に関しましては、道のほうにも何回か要請をさせていただいて、早期完了ということでお願いをしている経過もございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案書8ページの一番下にあります道路維持費の中の今回、使用料、賃借料及び原材料費の関係でご質問をいただきました。まず先にお話ししておきたいのは、今回の補正したものにつきましては、副町長の説明の中にもありましたけれども、昨年12月に突然大雪が降ったという、そういう影響もあろうかと思っておりますけれども、春先の道路のうんでいるものが非常に大きかった。異常なうみかたをしていた。その対応で例年よりも、例年、例えば60万円ぐらいで砂利を投入すれば終わっていたものが160万円ぐらいかかっているだとか、そういったもののほかに局地的な大雨によりまして道路の砂利が相当流れた。そういったものの関係の機械借り上げであったり、あるいは砂利の原材料費を今回不足する分を補正するんだということで、ご理解をいただきたいと思っております。先ほどお話のありました地域から要望が出ているものが、これで十分なのかというようなお話なんですけれども、その点につきましては、予算的には、修繕料ですとか、あるいは委託料、あるいは工事請負、そういったそれぞれの該当するところで予算を組みながら対応しているということで、今回補正したものは、あくまでも緊急対応的なものだということでご理解をいただきたい。地域からの要望されているものに関しましても相当量、翌年度に回しているものもあるのが実態でございます。先般、実践会長会議でも、それぞれちょっとお話をさせていただきましたけれども、最終的には、例えば、排水の状況ですとか、そういったものを見させていただきながら優先度の高いもの、緊急性のあるものから順次進めさせていただいているということで、最悪これによる何か大きな私どものほうでやっている維持補修が原因による大きな被災というのは、発生しないような対応をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。3ページの債務負担行為について伺います。私たちには、全員協議会で、それぞれの戸数をお知らせいただきましたが、再度この3点の農家戸数を教えていただきたいと思っております。

それから、9ページの教育費、小学校、学校管理費の賃金17万円ですが、このちょっと詳しい、17万円ということは1カ月分にあたるのかと思うんですが、それと臨時講師の方たちというのは、登録制になっているのかどうか、どういうふうに募集をなさるのか、その辺も詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 3ページの第2表 債務負担行為のそれぞれの利子補給の資金の戸数ということでありまして。1段目のJA農業経営緊急支援資金については20戸であります。2段目の括弧内でありましてJA災害対策資金については29戸、それから、3段目の公庫農林漁業セーフティネット資金46戸であります。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 9ページになります。9ページの中段の小学校費になりますけども、この17万円の賃金の補正なんですけども、まず、経過から言いますと、1名、普通クラスの子が夏休み前にちょっと急性脳炎というかたちで倒れて、左半身に麻痺が残ったということがありまして、入院中に保健師も含めた、学校の先生と我々、あと病院と相談して個別の指導が必要だということで、夏休み前に復帰したんですけど、夏休み前はもう人の手配が間に合いませんので、学校の先生でスクランブルで対応したんですけども、その間に人員を確保して夏休み明けから支援クラスが開設される10月1日までの25日間の6千円ということで、それにあと通勤手当が8,900円が2カ月分ということで、そのあわせた額ということで17万円。それと臨時講師ですとか支援員の確保についてですけど、今回の場合についても、どちらかと言えば、公募というよりも、学校の先生、校長先生ですとか、そこら辺の紹介をもらいながら探すというのが常になっているということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。先ほどのもう一度確認をしたくて、すみません。7ページの保養センターの換気扇の取り換えについてなんですけども、9月の事故と言いますか、サウナ室の前の天井に関して、その修理の補正額がありましたけども、その後の説明の時に、要するにこれからはそういうことのないようにというような対処の中で、この換気扇の話が出たと思うんですけども、その時には、換気扇の大きさのことなのか、どういうことなのかわかりませんが、先ほど言いましたように多大な経費がかかるんだと。そういうようなことで、今すぐには見れないんだというような話の中で、来年度というようなお話があったと思うんですけども、今回、この14万2千円を使った中で換気扇を取り換えたことによって、その効果というのは、あの時にお話していたように、その障害といいますか、湿気ですよね、そのせいで天井がやぶれたというような話だったので、そのようなことに対して万全な態勢になるんでしょうか。そこら辺がちょっと不安がありますので、その確認をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 7ページの温泉保養センターの換気扇の修繕の関係で、内容も含めてであると思います。施設自体の概要を説明させていただきますと、サウナ室については、かなり平面積的には少ない。それと隣の浴室については、面積的に大きいということで、当初考えておりましたのは、ドア、それぞれの隔てているドアがございます。それを何とか工夫してやって、何とか解消できればということで考えておりました。この目的には、サウナ室とそれから浴室の一体の部屋として、浴室側の換気を使って湿気

を防ごうということで、実はもう既にやりました。実際、隔てているドアをはずして一応様子を見ておりましたが、最終的に利用されている方の苦情がかなりあったということで、そのドアの撤去については、ちょっとできないし、その開口部の補修も含めて現状では難しいということ^{かんが}を鑑みまして、一番いい方法ということで、また、早急にやらなければならないということで換気扇の24時間運転と言いますか、稼働というようなかたちに切り替えさせていただいています。それと根本的な腐食についての対策ということでありますけども、施工の仕方としまして議員の説明会でも説明したとおり前回の施工方法とは違う方法でやらせていただいています。それは木質的な部分を使用しないで、すべてアルミ、それとビスについてはステンレス、それと天井材についてはアルミの鋼板ということで腐食がなるべく少なくなるような部分でということでありますし、最終的には、湿気をどのように防ぐかということでもありますので、それを何とか原因を早急に解決しなければならないということで、24時間の稼働式の換気扇を設置したということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第57号の質疑を終了いたします。

次に、議案第59号の質疑を許します。議案書15ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第59号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願ひます。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第57号、議案第59号の採決をいたします。

議案第57号、議案第59号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（橋本憲治君） 次に、提案理由の説明が終わっております議案第58号について、質疑、討論、採決をいたします。議案書11ページでございます。

最初に、質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第58号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号、議案第60号

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第62号、議案第60号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第62号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。議案書30ページでございます。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第62号の質疑を終了いたします。
次に、議案第60号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。議案書19ページでございます。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第60号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、一括議題の議案第62号、議案第60号の採決をいたします。

議案第62号、議案第60号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案第65号

議案第66号、議案第67号、議案第68号

○議長（橋本憲治君） 次に、提案理由の説明が終わっております議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第61号の質疑を行います。議案書22ページでございます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第61号の採決を行います。本案を原案のとおり決定することに、ご異議
ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第63号の質疑を行います。議案書35ページ、1人3回まで質疑行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第63号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第64号の質疑を行います。議案書38ページでございます。1人3回まで
質疑行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第64号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号の質疑を行います。議案書41ページでございます。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。この件について、説明がありましたが、この相手方、物林ですか、これ普通でしたら代表取締役社長とか、そういう代表者の名前になるのかなと思いますけど、あえて相手方、営業部部長ということですが、その点と、それとこの入札に6社に呼びかけたところ5社の入札で、ここが一番金額が多かったということでしょうか、ここの会社とは以前にも取引がありますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） まず、1点目の相手方の代表者の名前が適切かということとであります。この点につきましては、私のほうから支店のほうに確認させていただいて、国有林についても売買については、部長のこの方がされているということですし、書類の事務的にも責任委任していただけるということで書類もいただいております。

また、2点目の入札、過去にないかということとありますけども、ちょっと年数は把握していませんけども、確認させていただいておりますので、過去に同じ名前でも部長名で契約をさせていただいております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。おおよその状況は、わかりますけれども、これを見ますと予定価格と実際の契約金額が1,200万円も違うんですね。それで予定価格の見積もりと契約金額の差、この1,200万円は予定価格の見積もりというのは、これどなかたちで見積もりを出させたのか。そして結果として、1,200万円も契約、これ入札ですから、それぞれの買い入れ側の状況によってだと思えますけれども、どういう状況からこういう価格になったのか、その何て言いますか、状況をもし理解できれば、そのことをちょっと説明してほしいと思います。

当然、入札業者には、6社のうちの5社が参加したということは、これは新生紀が入っているのかもちょっと教えてください。

それから全体の面積はどれぐらいになるのかもちょっと教えてください。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 1点目の落札の金額と予定価格の差が1,200万円ほどあるということで、積算の根拠ということとあります。積算根拠につきましては、計数的には、道の基準に準じさせていただいて、価格については、情報誌によります単価を設定させていただいております。また、価格等、差があるということで、予定価格の設定につきましては、担当のほうで道有林も含め、価格について、調整をさせていただいて設定をさせていただいておりますので、単純に町のほうで予定価格を単独でつくったという話ではございません。いろいろな部分で情報を集約し、集めて単価設定をさせていただいたということとあります。入札の受ける側としましても価格の変動がかなりございます。例え

ば、一番下でありますと、おおざっぱで申し訳ございませんけども、一番最低価格については、3,360万円というような価格でありますし、中間的に言いますと4,900万円とか4,100万円というような数字でございます。この違いは何かあるのかというと、いろいろ調査しますと、やはり木材の運搬費、それぞれ会社によって、トラックを持っているとか、持っていないとか、外注するとかということで、多分、それぞれで札を入れる金額が変わってくるのかなというふうに思います。

それから、2点目であります新生紀は含まれているのかということで、含まれております。

それと全体的な面積であります。皆伐につきましては13.68ha、それと間伐につきましては15.5haが全体の面積でありますので、大体その25%の部分で間伐をさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 今の説明で、おおよそ検討はつくんですけども、基本的には、道の基準に沿って担当課がいろいろと情報を集めて予定価格を出した。そういうことだと思いますけれども、この道の基準というのは、例えば、山を見ないで基準をする訳ですから、おそらく極めておおざっぱなもので、これは木の年数を基準にしてやるのか、あるいは、山ですから生えている木の情報何ていうのは、基準では全然出てないと言いますか、そういうようなのもちょっとあまりはっきりしないと思うんですけども、そのことをちょっと教えてほしいのと、もう1つは、今、説明なかったんですけども、私の想像としては、用材が非常に大きなウエイトを占めていますから、もしかすると東北の震災の影響で木材が少し上がったというのものもあるのかなという気がしますがけれども、その辺の情勢について、もし調べたものがあれば教えてほしい。新生紀は入ったんですか。そうですか。わかりました。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 1点目の価格の設定の関係であります。価格の設定の考え方でありますけども、基本的に材料を正確に調査して材積を出しております。価格の決定にあたっては、木材の幹というのですか、太さによって違いますし、長さによっても違うということでもありますので、種類の言いますと用材の詳細を説明しますと合板用のものと、それから一般的な製材用のものということで価格も違ってきておりますし、太さによっても価格の設定が違いますので、単純に総体の材積に単価を掛けているものではございません。あくまでも太さと長さ、それから使われる用途を含めて計算させていただいて予定価格を設定させていただいておりますので、かなりの部分で細かく出ているということでもあります。

それと、現在の木材の状況でありますけども、これもちょっと口頭で聞いて書類的に残っておりませんが、現在、用材が不足しているというような状況を聞いております。そういう部分で、現在、価格的に上がっている状況だということで、予測として私どもで考えているのは、そういうことで一番良い高い時に買っていただいたんで、金額が高額になっていると思っております。

○議長（橋本憲治君） 1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1番、小林です。関連で教えていただきたいんですけども、皆伐が13.68haということで、皆伐した後は、必ず植林をしていかなければならないということで、この植林はいつごろから始められるのか。また、樹木はどういうものを考えているのかお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今後の対応というか、植林の関係だと思います。ど忘れして申し訳ないんですけど、今年、植林をするかちょっと頭に出てこないんですけど、既に、この部分については、地拵^{じごしら}えの入札しております。ですので植林をするということになると思います。樹種は伐採と同じようにカラマツを考えております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。関連ですけども、あまり我々ちょっと物林という会社をよく承知していないものですから、この例えば住所だとか、差し支えなければ、どこにあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

用材が上がっているということは、よくわかっていますので、その点だけちょっとお願いします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 物林株式会社の会社でございますけども、留辺蘂に支店がございます。札幌に北海道支店がございます。本店が、ちょっとこれも忘れたのですが、本州のほうにあるということでございます。本店が本州のほうで、北海道支店が札幌にございます。留辺蘂が営業所か支所でなかったかなと思います。すみません北見営業所だそうです。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。高額な販売ができて幸いだというふうには思いますけれども、経営審議会の中で「立ち木の状態で売るほうが有利ではないか」というような意見もあったところでもありますけども、そういう意味では、その辺の試算も行われたのかどうか。

また、皆伐については、間伐は当然、経費はまた別途に出てくると思うんですけども、皆伐についての経費はどの程度になっているか。もしその辺の数字がわかればお示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 経営審議会での立木販売と今回の関係のどちらが有利だというような積算はしているのかということでもあります。今回については、していないのが実態であります。そこで考え方としまして、今回については、そういう話も経営審議会に出ていました。最終的にうちのほうの判断としまして立木の販売ではなくて、こういうようなかたちの販売とさせていただいたのが実態でございます。

あともう1点、皆伐にかかる費用でございますけども、資料を確認させていただいて。

○議長（橋本憲治君） 数字的なのは、後ほどで。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 農林商工課長。

○農林商工課長(村口鉄哉君) 皆伐の費用でありますけども、消費税を入れて1,995万円になります。

それと最終的に皆伐、今回の売り払いで下刈りとか、それから地拵^{じごしら}えとか、植林とかして、実際どのぐらい儲かるんだということも若干説明させていただきますと1,400万円ぐらいということで計算上させていただいております。

○議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第65号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号の質疑を行います。議案書42ページでございます。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第66号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号の質疑を行います。議案書44ページでございます。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第67号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号の質疑を行います。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番(工藤弘喜君) 7番、工藤です。この議案第68号について、1、2点ちょっと聞きたいと思います。先の全員協議会でしたか、その中での説明もありましたし、この議案の説明の中でもこれについては説明いただいた訳でありますけれども、その中で今回、49日間の工期の延長ということになりますけれども、それに対してさまざまな要因もそのほかにあると思うんでありますけれども、1、800万何がしの増額になったということではありますが、この内訳と言いますか、内容について、ちょっと説明をお願いいたします。

それともう1つ、この工期延長に及んだ要因として、地権者との合意がなかなかとれなかったということも前段でお話があったように記憶してありますけれども、その点の現在の状況と、今後そういうことが、この問題が引きずるようなことがない、いわゆるきちんと整理ができていのかどうかも含めて、お答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(橋本憲治君) 農林商工課長。

○農林商工課長(村口鉄哉君) 1点目の延長に伴う工事費の内容だと思えます。工事延長に伴いまして、冬期施工の部分の工事費が増えているということで、およそで申し訳ございませんけれども、1、540万円がその部分でございます。それと産廃等処分に関する部分の処理費用ということで304万円ほどということで、合計で1、844万何がしというようなかたちの金額との差額ということであります。

それと2点目の地権者との関係でありますけれども、現在これも全員協議会で説明しましたとおり1件の方については、契約をさせていただきました。また、最近では、まだ契約締結はしていませんけれども、契約していただけるということでありますので、関係者3名のうち2名については、もう既に了承して契約をするというような状況になっておりますし、あともう1件については、建設課長のほうで説明しましたとおりJAさんが関係しているということでありますので、関係者3件については、今後スムーズに行くというふうに担当のほうでは思っております。

○議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番(工藤弘喜君) 今の関係なんですが、冬期の施工ということで、1、540万円というのは、やはり冬場の工事というのは、いわゆる寒冷地での特殊事情ということも含

めてあるかと思うんですが、一般的に夏場の冬期加算と言うか、何と言うかわからないんですが、そういったのはどんなようなかたちで率が上がってくるのか。もしわかっておられるのであれば説明をお願いしたいのですが。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 项目的には、ちょっと数少なめに説明させていただきたいと思います。まず、1点目については、冬期施工、まずは何をやるかということは、そのもの自体がコンクリートでありますので、コンクリートを打設というか、入れるときに保温しなければならないということで、囲いをまず設置します。それと2点目については、コンクリートについても通常の強度よりも高めの強度ということで入れます。ですから夏の期間を含めて、コンクリートの強度の高いやつを入れなきゃなりませんので、単価が高くなる。また、初期強度をもたなきゃならないということで、温度補正ということで、暖房というんですか、そういう分の補正がございますので、基本的には、この3点の費用でかかるということでありまして。それと3基でございますので、当初1基でみておりましたけども、上の2基についても冬期分の工事費が足ささってくるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第68号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、西山由美子君ほか4名から、意見書案第8号 2014年度地方財政の確立に関する要望意見書、意見書案第9号 高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書、また、河端芳恵君ほか4名から、意見書案第10号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書、意見書案第11号 経営所得安定対策の来年度継続と慎重な見直しを求める要望意見書、意見書案第12号 平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、意見書案の配布の関係から、午後2時25分まで、休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

先ほど、上原議員の質疑に対して、農林商工課長から答弁の訂正の申し入れがありましたので発言を許します。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 植林の時期ということで、今年というような説明をさせていただきました。確認させていただきました。来年ということで、樹種はカラマツということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 訂正をいたしたいと思います。

「先ほど、小林議員の質疑に対して農林商工課長から答弁の訂正の申し入れがありましたので発言を許します」ということで、訂正をしたいと思います。

◎意見書案第8号

○議長（橋本憲治君） 意見書案第8号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第8号について、ご説明をいたします。

意見書案第8号

2014年度地方財政の確立に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月11日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者	訓子府町議会議員	西山由美子
同じく		安藤義昭
同じく		小林一甫
同じく		佐藤静基
同じく		上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

2014年度地方財政の確立に関する要望意見書

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
総務大臣 様
財務大臣 様
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策担当) 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(橋本憲治君) これより、質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号

○議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第9号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番(西山由美子君) ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第9号について、ご説明をいたします。

意見書案第9号

高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月11日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 訓子府町議会議員 西山由美子

同じく 安藤義昭

同じく 小林一甫

同じく 佐藤静基

同じく 上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本 憲治

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

国土交通大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第10号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第10号について、ご説明をいたします。

意見書案第10号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月11日

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

提出者 訓子府町議会議員 河端 芳恵

同じく 山本 朝英

同じく 工藤 弘喜

同じく 余 湖 龍 三
同じく 橋 本 憲 治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書
(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第11号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第11号について、ご説明をいたします。

意見書案第11号

経営所得安定対策の来年度継続と慎重な見直しを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月11日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 訓子府町議会議員 河端芳恵

同じく 山本朝英

同じく 工藤弘喜

同じく 余湖龍三

同じく 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

経営所得安定対策の来年度継続と慎重な見直しを求める要望意見書

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第12号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第12号について、ご説明をいたします。

意見書案第12号

平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年12月11日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者	訓子府町議会議員	河端芳恵
	同じく	山本朝英
	同じく	工藤弘喜
	同じく	余湖龍三
	同じく	橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成25年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様ございました。

閉会 午後 3時 2分